汨

令和7年9月30日 633

目 次

示 (第578号 - 第582号)

○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護	・援護課)	 1
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護	・援護課)	 1
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護	・援護課)	 2
○生活保護法に基づく指定介護機関の再開の届出	(保護	・援護課)	 2
○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手	崇 筌		

	ボルスサンフサのも	といこ エッケイ よみ
() 土棚的日本第四条第1		N 441 = T IHI (/) 4 HI (/) 1/11 (
○土地改良法第95条第1	現に足りる 石ツボ	だ地口 凹りた 口 (人)に

(農村森林整備課) ……6

(情報政策課) ……2

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表

(廃棄物対策課) ………6

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表

(廃棄物対策課) ………7 (人 事 課) ……7

○福岡県人事行政の運営等の状況の公表

(財 政 課) ……39

○県営土地改良事業計画の変更決定

○財政事情の公表

(農村森林整備課)

○開発行為に関する工事の完了

(開発・盛土指導課)

○令和7年度狩猟免許試験の実施について

(経営技術支援課) ………87

収用委員会

○情報通信の技術を利用して行う福岡県収用委員会の所管する行政手

続等

(用 地 課) ……88

示

福岡県告示第578号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるもの とされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55 条の3 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定によ り次のように告示する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
飯居513	タカラ薬局 新飯塚店	飯塚市新飯塚1863-2	R7 · 8 · 1	居管・予居管

福岡県告示第579号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条 の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条 第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機 関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項にお いてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大野介訪 1	訪問看護ステーショ ン百合の会	大野城市乙金東四丁目 12-1	大野城市乙金東二 丁目12-1	R 7 · 7 · 28
田居282	セノーテ訪問看護筑 豊南部ステーション	田川市大字伊加利1905 - 7	田川市大字弓削田 233番地 2	R7 · 8 · 1

每週火金曜日

福岡県 株式会

7.0

東公|

福岡市博多区東福岡市中央区高砂-

田居46	訪問介護まこと	田川市大字伊田518	田川郡大任町大字 大行事2115番地1	R 3 · 9 · 22
朝倉居83	医療法人社団医王会 ヘルパーステーショ ンけんせい	朝倉市来春132番地	朝倉市甘木151番地	R7 · 9 · 1
中居26	ささえ愛ヘルパーサ ービス	中間市朝霧一丁目28-1	中間市通谷一丁目 10-23	R7 · 7 · 1
朝居24	太陽シルバーサービ ス株式会社久留米営 業所	朝倉郡筑前町高田585	小郡市小郡97-19	R7 · 4 · 1

福岡県告示第580号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田川介歯 61	相良歯科医院	田川郡川崎町大字川崎字雁喰1061 -2	R7 · 6 · 30
飯介薬81	タカラ薬局新飯塚店	飯塚市新飯塚1863-2	H23 · 9 · 30

福岡県告示第581号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、休止していた指定介護機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	再開年月日
大野居 162	訪問看護ステーションラシク アーレ乙金	大野城市乙金三丁目23-1	R7 · 9 · 1

福岡県告示第582号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年福岡県規則第25号)第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる 法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は 条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県河川法施行細則(昭和 43年福岡県規則第22号)	第6条	令和7年10月1日	河川兼用工作物設置協議
福岡県河川法施行細則(昭和 43年福岡県規則第22号)	第8条	令和7年10月1日	河川出願工事承認申請
福岡県河川法施行細則(昭和 43年福岡県規則第22号)	第9条	令和7年10月1日	河川工事に伴う損失補償 請求 (要求)
福岡県河川法施行細則(昭和 43年福岡県規則第22号)	第13条	令和7年10月1日	河川許可工作物完成検査 申請
福岡県河川法施行細則(昭和 43年福岡県規則第22号)	第13条の2	令和7年10月1日	土地返還届
福岡県河川法施行細則(昭和 43年福岡県規則第22号)	第14条	令和7年10月1日	河川許可工作物の用途廃 止届
砂利採取法(昭和43年法律第 74号)	第16条	令和7年10月1日	砂利採取計画の認可申請
砂利採取法(昭和43年法律第 74号)	第20条第1項	令和7年10月1日	砂利採取計画の変更の認 可申請

人曜日
月30日
7年9
令和

砂利採取法(昭和43年法律第 74号)	第20条第3項	令和7年10月1日	砂利採取計画の認可を受けた砂利採取業者の氏名 等の変更の届出
砂利採取法(昭和43年法律第74号)	第24条	令和7年10月1日	砂利採取の廃止の届出
福岡県砂利採取計画等に関す る細則(昭和44年福岡県規則 第62号)	第8条	令和7年10月1日	砂利採取に伴う災害防止 措置要請
福岡県海岸保全区域又は一般 公共海岸区域における占用等 に関する条例施行規則(平成 13年福岡県規則第22号)	第2条第1項 第1号	令和7年10月1日	占用許可申請
福岡県海岸保全区域又は一般 公共海岸区域における占用等 に関する条例施行規則(平成 13年福岡県規則第22号)	第2条第1項 第2号	令和7年10月1日	行為許可申請
福岡県海岸保全区域又は一般 公共海岸区域における占用等 に関する条例施行規則(平成 13年福岡県規則第22号)	第3条	令和7年10月1日	許可期間更新許可申請
福岡県海岸保全区域又は一般 公共海岸区域における占用等 に関する条例施行規則(平成 13年福岡県規則第22号)	第4条第1項	令和7年10月1日	許可事項変更許可申請
福岡県海岸保全区域又は一般 公共海岸区域における占用等 に関する条例施行規則(平成 13年福岡県規則第22号)	第4条第2項	令和7年10月1日	氏名等変更届
福岡県海岸保全区域又は一般 公共海岸区域における占用等 に関する条例施行規則(平成 13年福岡県規則第22号)	第6条	令和7年10月1日	許可行為廃止届
福岡県海岸保全区域又は一般 公共海岸区域における占用等 に関する条例施行規則(平成 13年福岡県規則第22号)	第7条	令和7年10月1日	地位承継届
福岡県海岸保全区域又は一般 公共海岸区域における占用等 に関する条例施行規則(平成 13年福岡県規則第22号)	第8条	令和7年10月1日	占用料(土石採取料)返 還申請
福岡県海岸保全区域又は一般 公共海岸区域における占用等 に関する条例施行規則(平成 13年福岡県規則第22号)	第9条	令和7年10月1日	占用料减免申請

福岡県海岸保全区域又は一般 公共海岸区域における占用等 に関する条例施行規則(平成 13年福岡県規則第22号)	第10条	令和7年10月1日	工事着手等届
福岡県一般海域管理条例施行 規則(平成12年福岡県規則第 75号)	第2条第1項 第1号	令和7年10月1日	一般海域使用等許可申請
福岡県一般海域管理条例施行 規則(平成12年福岡県規則第 75号)	第2条第1項 第2号	令和7年10月1日	一般海域土石採取許可申請
福岡県一般海域管理条例施行 規則(平成12年福岡県規則第 75号)	第3条	令和7年10月1日	土石採取計画
福岡県一般海域管理条例施行 規則(平成12年福岡県規則第 75号)	第4条	令和7年10月1日	一般海域使用等許可期間 更新許可申請
福岡県一般海域管理条例施行 規則(平成12年福岡県規則第 75号)	第5条第1項	令和7年10月1日	一般海域使用等(土石採 取)許可事項変更許可申 請
福岡県一般海域管理条例施行 規則(平成12年福岡県規則第 75号)	第5条第2項	令和7年10月1日	氏名等変更届
福岡県一般海域管理条例施行 規則(平成12年福岡県規則第 75号)	第7条	令和7年10月1日	一般海域使用等(土石採 取)廃止届
福岡県一般海域管理条例施行 規則(平成12年福岡県規則第 75号)	第8条	令和7年10月1日	地位承継届
福岡県一般海域管理条例施行 規則(平成12年福岡県規則第 75号)	第9条	令和7年10月1日	使用料(土石採取料)返還申請
福岡県一般海域管理条例施行 規則(平成12年福岡県規則第 75号)	第10条	令和7年10月1日	使用料減免申請
福岡県一般海域管理条例施行 規則(平成12年福岡県規則第 75号)	第11条	令和7年10月1日	工事着手等届
福岡県一般海域管理条例施行 規則(平成12年福岡県規則第 75号)	第12条	令和7年10月1日	土石採取実績報告

幅

福岡県道路占用規則(平成12年福岡県規則第81号)	第6条	令和7年10月1日	道路占用者住所・氏名変 更届
福岡県道路占用規則(平成12 年福岡県規則第81号)	第7条	令和7年10月1日	地位承継届
福岡県道路占用規則(平成12 年福岡県規則第81号)	第8条	令和7年10月1日	道路占用権譲渡承認申請
福岡県道路占用規則(平成12 年福岡県規則第81号)	第9条	令和7年10月1日	道路占用廃止届

2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は 条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
河川法(昭和39年法律第167号)	第23条	令和7年10月1日	流水の占用の許可申請
河川法(昭和39年法律第167号)	第24条	令和7年10月1日	土地の占用の許可申請
河川法(昭和39年法律第167号)	第25条	令和7年10月1日	土石等の採取の許可申請
河川法(昭和39年法律第167号)	第26条第1項	令和7年10月1日	工作物の新築等の許可申 請
河川法(昭和39年法律第167号)	第27条第1項	令和7年10月1日	土地の掘削等の許可申請
河川法(昭和39年法律第167 号)	第30条第2項	令和7年10月1日	許可工作物の完成前にお ける一部使用の承認申請
河川法(昭和39年法律第167号)	第33条第3項	令和7年10月1日	許可等に基づく地位の承 継の届出
河川法(昭和39年法律第167号)	第34条第1項	令和7年10月1日	権利の譲渡の承認申請
河川法(昭和39年法律第167号)	第42条第2項	令和7年10月1日	損失の補償に関する河川 管理者の裁定申請
河川法(昭和39年法律第167号)	第50条第2項	令和7年10月1日	ダムの管理主任技術者の 選任の届出
河川法(昭和39年法律第167号)	第53条の2第 1項	令和7年10月1日	渇水時における水利使用 の特例の承認申請
河川法(昭和39年法律第167 号)	第55条第1項	令和7年10月1日	河川保全区域における行 為の許可申請
河川法(昭和39年法律第167号)	第55条第2項 、第33条第3 項	令和7年10月1日	河川保全区域における行 為の許可等に基づく地位 の承継の届出

河川法(昭和39年法律第167 号)	第57条第1項	令和7年10月1日	河川予定地における行為 の許可申請
河川法(昭和39年法律第167号)	第57条第3項 、第33条第3 項	令和7年10月1日	河川予定地における行為 の許可等に基づく地位の 承継の届出
河川法(昭和39年法律第167号)	第58条の4第 1項	令和7年10月1日	河川保全立体区域におけ る行為の許可申請
河川法(昭和39年法律第167号)	第58条の4第 2項、第33条 第3項	令和7年10月1日	河川保全立体区域におけ る行為の許可等に基づく 地位の承継の届出
河川法施行令(昭和40年政令 第14号)	第16条の3第 1項	令和7年10月1日	竹木の流送の許可申請
河川法施行令(昭和40年政令 第14号)	第16条の5第 1項	令和7年10月1日	汚水の排出の届出
河川法施行令(昭和40年政令第14号)	第16条の8第 1項	令和7年10月1日	河川の流水等について河 川管理上支障を及ぼすお それのある行為の許可申 請
宅地造成及び特定盛土等規制 法(昭和36年法律第191号)	第18条第1項 、第37条第1 項	令和7年10月1日	中間検査申請
宅地造成及び特定盛土等規制 法(昭和36年法律第191号)	第19条第1項 、第38条第1 項	令和7年10月1日	定期の報告
宅地造成及び特定盛土等規制 法(昭和36年法律第191号)	第27条第1項	令和7年10月1日	特定盛土等規制区域内に おける特定盛土等又は土 石の堆積に関する工事の 届出
宅地造成及び特定盛土等規制 法(昭和36年法律第191号)	第28条第1項	令和7年10月1日	特定盛土等規制区域内に おける特定盛土等又は土 石の堆積に関する工事の 変更の届出
宅地造成及び特定盛土等規制 法(昭和36年法律第191号)	第21条第1項 、第40条第1 項	令和7年10月1日	規制区域指定の際に行われている宅地造成、特定 盛土等又は土石の堆積に 関する工事の届出
宅地造成及び特定盛土等規制 法(昭和36年法律第191号)	第21条第3項 、第40条第3 項	令和7年10月1日	擁壁等に関する工事の届 出
宅地造成及び特定盛土等規制 法(昭和36年法律第191号)	第21条第4項 、第40条第4 項	令和7年10月1日	公共施設用地の転用の届 出

第 633 号
幸员
ধ
心
匨
岬
火曜日
3和7年9月30日

福岡県港湾施設管理条例施行 規則(昭和51年福岡県規則第 44号)	第3条第1項 第1号	令和7年10月1日	係船許可・承認申請
福岡県港湾施設管理条例施行 規則(昭和51年福岡県規則第 44号)	第3条第1項 第2号	令和7年10月1日	港湾環境整備施設使用申込
福岡県港湾施設管理条例施行 規則(昭和51年福岡県規則第 44号)	第3条第1項 第3号	令和7年10月1日	旅客乗降用施設(渡船橋)使用許可申請
福岡県港湾施設管理条例施行 規則(昭和51年福岡県規則第 44号)	第3条第1項 第4号	令和7年10月1日	港湾施設(荷さばき地等)使用許可申請
福岡県港湾施設管理条例施行 規則(昭和51年福岡県規則第 44号)	第3条第1項 第5号	令和7年10月1日	港湾施設占用許可申請
福岡県港湾施設管理条例施行 規則(昭和51年福岡県規則第 44号)	第3条第1項 第6号イ	令和7年10月1日	くん蒸作業許可申請
福岡県港湾施設管理条例施行 規則(昭和51年福岡県規則第 44号)	第3条第1項 第6号口	令和7年10月1日	港湾施設現状変更許可申請
福岡県港湾施設管理条例施行 規則(昭和51年福岡県規則第 44号)	第3条第2項	令和7年10月1日	貨物搬出入報告
福岡県港湾施設管理条例施行 規則(昭和51年福岡県規則第 44号)	第7条第4項	令和7年10月1日	港湾施設使用料減免申請
福岡県港湾施設管理条例施行 規則(昭和51年福岡県規則第 44号)	第9条第3項	令和7年10月1日	入港料減免申請
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則(平成12年福岡県規則第82号)	第2条第1項 第1号	令和7年10月1日	占用許可申請
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則(平成12年福岡県規則第82号)	第2条第1項 第2号	令和7年10月1日	土砂採取許可申請
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則(平成12年福岡県規則第82号)	第2条第1項 第3号	令和7年10月1日	工事許可申請

福岡県港湾区域内又は港湾隣 接地域内における占用等に関 する条例施行規則(平成12年 福岡県規則第82号)	第3条	令和7年10月1日	占用期間更新許可申請
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則(平成12年福岡県規則第82号)	第4条第1項	令和7年10月1日	許可事項変更許可申請
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則(平成12年福岡県規則第82号)	第4条第2項	令和7年10月1日	氏名等変更届
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則(平成12年福岡県規則第82号)	第6条	令和7年10月1日	許可行為廃止届
福岡県港湾区域内又は港湾隣 接地域内における占用等に関 する条例施行規則(平成12年 福岡県規則第82号)	第7条	令和7年10月1日	地位承継届
福岡県港湾区域内又は港湾隣 接地域内における占用等に関 する条例施行規則(平成12年 福岡県規則第82号)	第8条	令和7年10月1日	占用料(土砂採取料)返 還申請
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則(平成12年福岡県規則第82号)	第9条	令和7年10月1日	占用料減免申請
福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則(平成12年福岡県規則第82号)	第10条	令和7年10月1日	工事着手等届
福岡県砂防指定地等管理条例 (平成15年福岡県条例第20号)	第2条第1項	令和7年10月1日	砂防設備占用許可申請
福岡県砂防指定地等管理条例 (平成15年福岡県条例第20号)	第3条第1項	令和7年10月1日	砂防指定地内行為許可申請
福岡県砂防指定地等管理条例 (平成15年福岡県条例第20号)	第7条第1項 及び第2項	令和7年10月1日	砂防設備占用(砂防指定 地内行為)変更許可申請
地すべり等防止法施行細則(昭和35年福岡県規則第75号)	第2条	令和7年10月1日	地すべり (ぽた山崩壊) 防止区域行為許可申請

汨

価

地すべり等防止法施行細則(昭和35年福岡県規則第75号)	第3条	令和7年10月1日	地すべり (ほた山崩壊) 防止区域許可事項変更承 認申請
福岡県急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律施行 細則(昭和44年福岡県規則第 60号)	第2条第1項	令和7年10月1日	急傾斜地崩壊危険区域内 行為許可申請
福岡県急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律施行 細則(昭和44年福岡県規則第 60号)	第3条第1項	令和7年10月1日	急傾斜地崩壊危険区域内 行為変更許可申請
道路法(昭和27年法律第180 号)	第32条第1項 及び第2項	令和7年10月1日	道路占用許可申請
道路法施行規則(昭和27年建 設省令第25号)	第4条の3	7447 410/1 1	延曜日州리 학 부폐
車両の通行の許可の手続等を 定める省令(昭和36年建設省 令第28号)	第6条	令和7年10月1日	特殊車両通行許可申請
福岡県道路占用規則(平成12 年福岡県規則第81号)	第10条	令和7年10月1日	道路占用工事着手·完了 届
土地収用法(昭和26年法律第 219号)	第15条の2第 1項	令和7年10月1日	あっせんの申請
土地収用法(昭和26年法律第 219号)	第15条の7第 1項	令和7年10月1日	仲裁の申請
土地収用法(昭和26年法律第 219号)	第18条第1項	令和7年10月1日	事業認定申請
所有者不明土地の利用の円滑 化等に関する特別措置法(平 成30年法律第49号)	第10条第1項 、第19条第1 項	令和7年10月1日	土地使用権等の取得及び 土地等使用権の存続期間 の延長に係る裁定の申請
所有者不明土地の利用の円滑 化等に関する特別措置法(平 成30年法律第49号)	第27条第1項 、第37条第1 項	令和7年10月1日	収用又は使用に係る裁定 の申請

公 告

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、同法第95条第1項に定める者の換地計画を令和7年9月17日付けで適当であると決定したので、同法第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供す

る。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良事業の 事 業 主 体 名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
福岡市石釜上ノ前土地改良 事業共同施行	換地計画書の写し	令和7年9月30日から 令和7年10月29日まで	福岡市早良区 役所入部出張 所

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理 の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のとお り公表する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分を受けた事業者
- (1) 名称

株式会社BILING

(2) 所在地

筑紫野市二日市北一丁目8番1号サンハイツみやた1F

(3) 代表者

代表取締役 中野 篤志

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和7年8月26日

4 処分の理由

株式会社BILINGは、令和7年7月24日午後3時、福岡地方裁判所から破産手 続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4 么

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理 の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第80号)第19条第2項の規定により次のとお

号口に該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号

令和7年9月30日

に該当する。

公告

り公表する。

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分を受けた事業者
- (1) 名称 ヒラヌマ運輸株式会社
- (2) 所在地 山口県山陽小野田市大字津布田1704番地の2
- (3) 代表者 代表取締役 平沼 康行
- 2 行政処分の内容 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 3 処分の年月日 令和7年8月26日
- 4 処分の理由

ヒラヌマ運輸株式会社は、令和7年7月23日午前10時、山口地方裁判所宇部支部か ら破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第 5項第4号口に該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1 項第4号に該当する。

福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年福岡県条例第8号)第

6条の規定により、福岡県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。 令和7年9月30日

> 福岡県知事 服部 誠太郎

公告

∞

人事行政の運営の状況

職員の任免に関する状況 一般職(会計年度任用職員を除く。)の職員等の任免 7 採用 Ξ

6年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

職職		49		0
究療				
庚 困				
技能労務職		6	(1)	8
育職	(2)	1,136	(23)	77
数				
搬		313	(9)	9
鉄				
麵				
職	(1)	389	(6)	12
赵				
ጎ				
11111111	(3)	1,896	(69)	103
∢□				
*	京田	_	規	
M	計		粜	再任用

特別に定めが ※定年前再任用短時間勤務職員並びに、暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員(以下項目においても、

- ない限り同様の扱いとする。) (注) 1 新規採用には国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。 2 政令市立学校の教職員は含みません。 3 「新規採用」欄の()内は任期付採用職員で、内数です。 4 「新規再任用」欄の()内は短時間勤務職員で、内数です。

離職 \checkmark

6年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

	X X		<□	111111	行	函	搬	耞	徽	攤	赘	氚	職	技能労	務職	東南	究章	離離
																1	(N)	×41.
遊	定年退	職		712			124			09			488		21			19
	早期退職募 による退	業 		383			80			26			265		2			10
擬	その他			(1) 945			(1) 204			211			487		3			40
崖	任用の満	<u> </u>		(117)			(22)			16			(93)		27			(2)

- 3 2 1
- 収令市立学校の教職員は含みません。 「その他」権の()内は任期付採用職員で、内数です。 「再任用の満丁」権の()内は短時間勤務職員で、内数です。

) 会計年度任用職員(パートタイムの職員を除く。)の任免 6 年度に任用された会計年度任用職員の状況は、次のとおりです。 3

職職 (単位: 宪 療 併 医 27 職 嵡 冞 智 技 0 龘 肓 教 0 သ 徽 耞 1,310 သ 赵 介 1,372 <□

年度内に複数回任用された場合は、 ĪĒ 同一職員が、 令和6年度中に任用した会計年度任用職員の延べ人数であり、 任用毎に人数を計上しています。 (洪)

火曜日

令和7年9月30日

職員の給与の状況 Ø

人件費の状況 (普通会計決算)

₹7.A	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
K A	(7年1月1日)	A		В	B/A	令和5年度の人件費率
中	\prec	日士	日士	日士	%	%
0平层	5,086,957	2,032,626,014	12,879,279	399,707,837	19.7	18.7

(普通会計決算) 職員給与費の状況 3

1	職員数			j 費		一人当たり給与費
K N	A	松 粽	職員手当	期末・勤勉手当	計B	B/A
中口の	イ	千円	一千	日士	千円	千円
0十分	41,595	187,938,194	42,128,505	80,437,294	310,503,993	7,465

(注

- O
 - က

レス指数の状況 メペイ 11 3

R6.4.1	100.8	2.66
R5.4.1	100.7	9.66
R4.4.1	100.6	8.66
R3.4.1	100.6	6.66
区分	福岡県	都道府県平均

- ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため国の職員数 (構成)を用いて、 学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表 (一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。 ラスパイレス指数の算出にあたっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、 本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。 (洪
 - 0

給与改定の状況 4

① 月 例給

(参考)	サポシ国	対分へ国		2.76	1 かがかかる 1
					ナサイ
	給与改定率		%	2.78	加力につ パイニット
	勧告	(改定率)	%	2.78	1 事本目今知生においア公臣の 4 日公の公日縮かにコ パノレコ 中秋 1 キ 正祐 9 日
人事委員会の勧告	較差	A-B		10,190円 (2.78%)	一つなれいない。
人事委員	公務員給与	В	田	366,324	米串! セーコが日郊ひ」
	民間給与	A	田	376,514	1
	区分			6年度	(大)

与月額~ ÐΠ

(期末·勤勉手当) ②特別給

(参布)	国の年間	支給月数		4.60	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	年間支給月数		月	4.60	1
	勧告	(改定月数)	月	0.10	4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
、事安貝云の側音	較差	A-B	月	0.09	
八事安貝	公務員の支給月数	В	Ħ	4.50	
	民間の支給割合	A	l l	4.59	
	区分		の任申	₩ ¥	

「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、 年間支給月数です。 (世

行政職員の場合) (知事部局 人事評価の給与への反映状況 <u>ව</u>

職員の人事評価結果を昇給号給数と勤勉手当の成績率に反映しています。

勤勉手当	成績率	標準+5%	標準+2.5%	標準	標準-5%	~ 1
*************************************	<u> </u>	標準 2 号給	標準十1号給	標準 (4号給)	場 号 乙	一七十二十七分田分才表理
£3	分布率	% 9	% 2 2	_	_	さの語のこと指し
成績区分		第1区分 (最上位)	第2区分 (上位)	第3区分 (標準)	第4区分	一三年七 (方)

標準での昇給はありません。 55歳以上の職員は、 (出 世

ູ ອ

職員の平均給与月額、初任給等の状況 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(6年4月1日現在)

-般行政職

362,985	410,148 円		42.4 歳	都道府県平均
405,378 円	_	323,823 円	42.1 歳	
360,694 円	411,185 円	320,359 円	41.8 歳	福岡県
(国比較ベース)	干均稻子月復	干均虧料力額	干均平斷	
平均給与月額	证本公斤日婚	计社会张口格	订为任款	

- (栞)
- 1 平均給料月額」とは、6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての 諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ペース)」は、比較のため、国家公務員と同じペース(=時間外勤務手当等を除いた

もの)で算出しています。

(以下同じ)

②技能労務職

\ b	证为在整	幸口皆	江 佑-%之此 日 姫	证析论自描	平均給与月額
	十多十	順員数	十岁哲全方包	十岁哲才方领	(国比較ベース)
福岡県	57.2 歳	302 人	321,892 円	373,578 円	349,873 円
うち用務員	56.3 歳	丫 26	334,881 円	379,634 円	365,471 円
うち自動車運転士	59.4 歳	45 人	301,653 円	384,494 円	325,326 円
うち守衛	57.8 歳	5 人	364,420 円	454,093 円	399,571 円
うちその他技能労務職	57.1 歳	155 人	318,266 円	364,022 円	345,635 円
王	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	_	330,553 円
都道府県平均	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円

③高等(特別支援)学校教育職

区分	平均年齡	平均給料月額	球均給与月額
福岡県	45.7 歳	369,731 円	431,579 円
都道府県平均	44.8 歳	日 709,078	432,659 円

4)小·中学校教育職

412,158 円	356,431 円	41.8 歳	都道府県平均
396,996 円	357,225 円	41.1 歳	福岡県
平均給与月額	平均給料月額	平均年齢	区分

5警察職

383,957 円	475,875 円	334,004 円	39.3 歳	都道府県平均
388,322 円	-	328,209 円	41.8 歳	王
377,108 円	464,296 円	335,145 円	39.8 歳	福岡県
平均給与月額 (国比較ペース)	平均給与月額	平均給料月額	平均年齡	区分

火曜日

令和7年9月30日

(2) 職員の初任給の状況 (6年4月1日現在)

M	分			福 岡 県	I	
#ய 4世 兰夕心哼 ——	\forall	掛	本	202,400 円	196,200	田
MX11 JXABX	恒	校	*	日 006,071	166,600	田
计给予较胜	喠	校	*	164,300 円	_	田
1人116万 1分400	#	掛	卒	151,200 円	_	田
高等学校	\forall	掛	*	226,100 円	_	E
教育職	画	校	本	183,400 円	_	田
小・中学校	\forall	沙	卒	226,100 円	_	田
教育職	画	校	卒	Ы –	_	E
数级阻	\forall	染	卒	224,600 円	227,600	田
K	恒	校	*	194,900	191,800	田

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (6年4月1日現在)

M	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
は四十二十一一	大学卒	270,429 円	362,837 円	389,211 円	403,372 円
NX11 JX11	高 校 卒	239,617 円	317,643 円	363,094 円	382,164 円
计给济较融	高 校 卒	E -	286,433 用	335,883 用	336,260 円
1X 贴力 纺棋	中学卒	E -	E	Ш —	E I
高等学校	大学卒	320,551 円	395,616 円	424,116 円	438,453 円
教育職	高校 卒	Ε -	307,221 用	349,225 円	407,507 円
小·中学校	大学卒	328,108 用	403,054 円	428,482 円	441,386 円
教育職	高 校 卒	H –	一 田	一 田	— —
教务部	大学卒	282,687 円	376,076 用	403,174 円	418,789 円
 表	高校 卒	268,215 円	339,056 円	382,115 用	406,527 円

一:該当職員なし

一般行政職の級別職員数の状況(6年4月1日現在) 4

M	农	標準的な職務内容	職員数	構成比	給料月額	
1	級	主事 技師	1,440 人	% 6.71	$162,100$ \mathbb{H} \sim	279,900 田
2	級	主任	1,951 人	24.3 %	208,000 用 ~	351,000 用
3	級	主査	1,644 人	% 50.5	$240,900$ H \sim	389,500 田
4	級	本庁の係長	人 661,1	14.9 %	$271,600$ H \sim	397,000 田
2	級	本庁の課長補佐	1,224 人	15.3 %	$295,400$ \bowtie \sim	412,200 円
9	級	本庁の課長	461 A	% 8.5	$323,100$ \bowtie \sim	446,000 円
2	級	本庁の次長	75 人	% 6:0	410,300 用 ~	470,000 円
8	級	本庁の事務局長	17 人	% 2.0	459,900 用 ~	528,900 用
6	級	本庁の部長	12 A	% 2.0	$523,100$ H \sim	560,900 円
(共)	-	福岡県聯昌の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による聯昌数です。	給料表の総区	トによる 職昌教・	- P.	Ĭ

福岡県職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。 7

檘

火曜日

令和7年9月30日

職員の手当の状況 Ŋ

期末手当・勤勉手当 Ξ

1人当たり平均支給額(6年度決算見込)	算見込)
期末·勤勉手当	1,731 千円
(6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	による加算措置
・役職加算 5~20%	
・管理職加算 10~25%	

()内は、再任用職員に係る支給割合です。 (浜)

退職手当 (6年4月1日現在) 3

(支給率)	自己都合	<i>4</i> 	定年・早期退職 募集による退職	競競
勤続20年	19.6695	月分	24.586875 E	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075 E	13
勤続35年	39.7575	月分	47.709 E	13
最高限度額	47.709	月分	47.709 E	月分
その他の加算措置	I		定年前早期退職特例措置	列措置
			(割増率2%~45%)	2%)
1人当たり平均支給額	2,029 千円	1	22,201 ∃	十

退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。 (浜)

地域手当(6年4月1日現在) (3)

支給実績(6年度決算見込)			8,019,294 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算見込)			175,205 円
支給対象地域	支給率		支給対象職員数
東京都特別区	20	%	41 人
大阪市·横浜市	16	%	丫 6
府中市、名古屋市	15	%	2 人
	5.4	%	41,961 人
明至 禄奉• 明至	16	%	子 68

医師及び歯科医師の支給率は、東京都特別区の場合を除き支給対象地域にかかわらず16%です。 教育職給料表(三)が適用される職員は県内一律1.8%です。 - 2 (洪

14

(4) 特殊勤務手当(6年4月1日現在)

	0/	十分升等(5万里子)		E. F. 100 101 0	
	大名米圏(6) 大名米圏(6) 土谷の田村 1 3 4 7 0 日本	太和未履(04度(5年近近)		2,101,024 BA 95A	
	大船 東京 1 八当たり十分 解目 今体で ドネスチッ	岩域は1/11/2/十分人格十段(0十分(4年)の代記を開いて、1/2/11/11/2/11/11/2/11/11/2/11/11/2/11/11			
	食気中手に口めるナ田	8.9ナコスを根域の引ゅ(0十次) モ当の循準(年当巻)			
1	手当の名	(お(ナコ教) 上か去谷が角曜日	士か古松林角雅教	工工工工 工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	1 日曜日 7 4 4 7 4 8 単代
Î	防疫等	III(単、その他特定感染 に除く)、検疫作業、 ために行う特定家畜 、家畜のと殺、家畜の	1,418 千円	①日額300円 ②日額290円 ③日額380円 (作業が等し/危険な場合 は760円)
			死体の焼却・埋却、畜舎の消毒の作業		
	em e	放射線技術職員 県土整備事務所、水産海洋 技術センター、農林業総合試	有害放射線の影響を受ける作業 ①坑内のトンネル棚り作業、水面下4m以上の深所作業、高所作業、 大型農業機械作業、爆発物立入検査	Ŧ F	日額300円 ①日額140円~560円 ◎ 11年開516円 - 1 500円
	危険業務手当	験場、計量検定所職員、薬 務課職員	②压掉空気內作業、潜水作業 ③毒物劇物立入検査	810 手用	②1時間210円~1,500円 ③日額300円
	社会福祉業務手当	保健福祉環境事務所等、障 がい者更生相談所、女性相 談所職員	①接種の指置を要する者等を訪問し面接して行う指導等、精神障が、 のある人の訪問指導、要保護女子に関する相談・指導・一時保護 ②版体不自由児の日常生活介助	17,494 千円	①日額450円、570円 ②日額230円
1	種雄牛取扱等作業手当	農林業総合試験場職員	種雄牛又は種雄豚を御する作業、牛馬の直腸検査	178 千円	日額230円
	有害物取扱手当	保健環境研究所、工業技術 センター、農林業総合試験場 職員	有害農薬使用の農作物害虫等防除、有害ガス発生を伴う業務又は特に 危険な薬品の取扱業務	461 千円	日額130円~290円
袋	県税事務手当	県税職員	県税の賦課及び徴収	63,433 千円	日額650円、800円
畿	夜間看護等手当	こども療育センター新光園の 看護師	①正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護業務 る看護業務 ②正規の勤務時間外の教急医療等業務	9,921 千円	©1回3,100円∼7,300円 ©1回1,240円
	犯則取締等手当	漁業取締業務に従事する職 員、麻薬取締員	海上被疑者追跡又は取調、麻薬取締業務、航海中の船舶調査等、現業 職員の5Fン未満の船舶運転	439 千円	日額280円~550円
Щ(特殊現場作業手当	保健福祉環境事務所等、保 健環境研究所、流域下水道 事務所職員	①し尿処理施設、化製場・死亡除畜取扱場及び下水道処理施設立入 検査 ②産業廃棄物処理施設立入検査	529 千円	① 日額230円 ② 日額290円
		児童福祉施設等に勤務する 職員	午前4時から午前6時までの間に勤務時間の始期が定められている勤務 に従事		1回120円、230円
	用地交渉手当	農林水産部、県土整備部、 建築都市部等職員	用地交涉業務	6,444 千円	日額700円、1,050円
	訓練指導手当	消防学校職員	教育訓練業務	636 千円	日額720円
	災害応急作業手当	県土整備事務所職員	警報発令中等の異常な気象状況等のもとでの、災害の未然防止、応急処 置	844 千円	日額480円~1,095円
	道路上作業手当(達成上午業主主)	県土整備事務所職員	交通量の頻繁な道路上で、交通を遮断することなく行う道路維持修繕 の加製でスコニュル語を施維用の変数経緯 進	3,498 千円	日額300円
	(国是米土本山)	道路技術員、河川監視	しが高さってアイドに音物を用いる目が開設 ②道路上、前川区が及び衛岸保全区域の動物の死体処理 「の開業機両体はよっては超域を開発		● T 横 I B O T B
	ほ場等管理業務手当	農林業総合試験場職員	∪農業機械等で採作するは勝等官理業務 ②ふん尿収集、は場散布	598 千円	②日額120円 ②日額230円
	動物等保護管理作業手当	動物愛護管理技術員	①負傷動物の収容作業 ②動物死体の収容作業	26 千円	◎日額230円 ◎日額230円
	教育職員の兼務手当	教育職員	全日制教育職員が本務の勤務時間を超えて夜間定時制の授業を行った 場合又はその逆の場合	0 千円	授業1時間2,820円
	夜間定時制勤務手当	事務職員、技術職員及びそ の他の職員	高等学校又は中等教育学校の後期課程の夜間定時制課程で始業時刻以後に2時間以上業務に従事	1,308 千円	日額340円 (事務長は日額220円)
	多学年学級担当手当	主幹教諭、指導教諭、教諭、 助教諭、講師	小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当し授業又は指導に従事	1,545 千円	日額290円
教	通信教育指導手当	①通信教育を行う学校の教育職員(本務職員を除る。) ②通信教育を行う学校及び 協力校の教育職員(本務職員と除ろ		0 千円	①1通当たり100円 ②1時間2,820円
作 :	実習船乗船手当	①木産高等学校の教育職員②木産高等学校の職員	美習船に乗り組み、漁ろうを伴う航海において従事する以下の業務 ①生徒の実習指導等 ②船員法第82条の2第4項に規定する業務	825 千円	①日額3,000円 ②日額180円
K	有害農薬による害虫等防除 作業手当	農業高等学校の教育職員	有害農薬使用の害虫等防除	0 千円	1級 日額290円 2級 日額250円
務 員	教員特殊業務手当	主幹教諭。指導教諭。教諭、 養護教諭。教諭、教諭、 養護教訓。教養教諭。 勤、養護即,教養 助手、者宿舎指導員 助手、者宿舎指導員	1号 学校の管理下の非常災害時等の緊急業務 イ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	890,789 千円	18年
	補導業務手当	児童又は生徒の補導を本務 とする教育職員	児童又は生徒の補導業務に従事	4,044 千円	日00日

 $\langle 4$

教育公務日	教育業務連絡指導手当	製修生任 3学級以上の学校の *生能精進主事 *生能精構主事 (高等学校、中等教育 学校及び特別支援学 校の高等部に置かれ たもの ・ 表を引工任、*機場長 *寮務主任、*学年主任 (一の学年に置かれる もの)	主任等に発令された指導教飾又は教論が、当該担当に係る業務に従事	85,059 千円	日額200円
II(夜間学級担当手当	教育職員	中学校等で本務として夜間学級に勤務する場合	1,950 千円	(徐料月額+教職調整額)×5% ※管理職手当受給者は3%
	主として私服員の従事する 犯罪の予防及び捜査並び に被疑者逮捕の作業	警察職員	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕等	229,097 千円	日額320円、560円
	留置施設看守及び被疑者 (被告人その他法令により 拘禁されている者を含む。) 護送の作業	警察職員	留置施設看守及び被疑者護送	36,033 千円	日網230円、240円
	交通捜査作業	警察官(警部以下の階級に ある者に限る。)	高速道路等における事故捜査・交通違反取締9等	80,346 千円	日額310円~840円
	犯罪鑑識作業	警察職員	現場等における犯罪鑑識	15,512 千円	日額280円、560円
	交通取締用自動車その他 特殊自動車の運転、警備用 船舶運行及び自動車の検 査に関する作業	警察職員	交通指導取締、犯罪捜査等を目的とした、交通取締用無線自動車及び捜査専用車等の運転等	78,976 千円	日額250円~560円
	暴力団犯罪対策及び銃器 等犯罪捜査の作業	警察官	銃器を使用した現場等における犯人の逮捕等	2,330 千円	日額560円~1,640円
	結核患者接触作業	保健師	結核患者に接触して行う治療に関する諸注意、情報提供等	0 千円	日額580円
	死体処理作業	警察職員	人の死体の解剖・検視・実況見分等直接死体に接触する作業	110,681 千円	1体当たり1,600円、 3,200円
黎	坑内作業	警察職員	鉱山の坑内又は糖削中のトンネルの坑内で、ガス爆発、火災、出水、落盤 等の災害があったときに、当該坑内で行う災害関連作業	0 千円	日額1,900円
※ 職	航空機の操縦及び航空機 に搭乗して行う操縦以外の 作業	警察職員	①刺空機の機能作業 ②前空機に格乗して行う整備作業 ③前空機に格乗して行う機線及び整備以外の作業	15,739 千円	①1時間5,100円 ②1時間2,200円 ③1時間1,900円
	警ら作業	警察官(警部以下の階級に ある者に限る。)		185,646 千円	日額340円
	爆発物の取締り及び処理の 作業	警察職員	①爆発物取締作業 ②爆発物処理作業	396 千円	①日額300円、460円 ②1件当たり5,200円
	夜間特殊業務に従事する 作業	警察職員	正規の勤務時間において従事する作業(指定されたものに限る。)の時間 帯が深夜の一部又は全部を含むとき	299,816 千円	1回410円、730円
	救難救助作業(そのための 訓練の作業を含む。)	警察職員	①佐険を伴う山岳地道職者の教職教助又は天災地変者にくは水職、火災、危険物の爆発事故その他異常な事態における教職教助 ②福島原発の敷地内及びその周辺の区域で行う業務	2,728 千円	○ 日額410円○ 2, 160円○ 日額660円○ 40, 000円
	夜間緊急処理作業	警察職員(管理職手当受給 者を除く。)	突発的発生業務の処理のために、正規の勤務時間外の時間において緊 急の呼び出しにより勤務することを命せられて作業に従事し、その時間帯 の一部又は全部が夜間であるとき	2,918 千円	1回1,240円
	遠隔地水上警戒作業	警察職員	遠隔地の離島周辺海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う 水上警戒の作業	0 千円	日額1,100円
	潜水作業	警察官	潜水器具着用による潜水作業	26 千円	1時間310円~1,500円
	国際緊急援助作業	警察官	海外地域での国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国 際緊急援助活動の作業	0 千円	日額4,000円
	サリンその他の特殊危険物 質の処理等の作業	警察職員	特殊危険物質等の発生している状況下、現場で行う救助又は捜査等	0 千円	日額250円~4,600円
	海外犯罪情報収集作業	警察官	日本国外において従事する犯罪の捜査情報収集(人事委員会が定める 場合に限る。)	0 千円	日額1,100円
	身辺警護等作業	警察職員	天皇・皇后等の皇族及び警護対象者の身辺警衛若しくは身辺警護	7,703 千円	日額640円、1,150円
į	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	i i			

(5) 時間外勤務手当(全職員)

支給実績(6年度決算見込)	9,182,700 千円
職員1人当た9平均支給年額(6年度決算見込)	439 千円
支給実績(5年度決算)	9,241,366 手用
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	441 千円

⁽注)職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算見込)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

 ∞

(6) その他の手当 (6年4月1日現在)

	手当名	内容及び支給単価	支給実績 (6年度決算見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算見込)	たり (込)
扶養手当	戶当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者、父母等 1人につき 6,500円 ※ 行政職給科表で級、研究職給科表5級及び特定獣医師職給料表7級の職員 3,500円 ・子 1人につき 10,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円	4,751,676 千円	253,139	E
住居手当	Ж	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃27,000円以下 家賃 - 16,000円 ・家賃27,000円超 11,000円+(家賃 - 27,000円) × 1/2 (支給限度額38,000円) ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2	3,793,368 千円	280,243	E
通勤手当	ЯП uu	○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通動している職員に支給・運貨等相当額(原則として6箇月定期券の額)・交通用具使用額・透動距離に応じ2,000円~・新幹線等利用者の特別料金等加算(県外上限41,000円)	5,568,772 千円	134,697	臣
初任約	初任給調整手当	○専門的知識を必要と、かつ、久員補充が困難である職について、民間企業等の給与水準と調整するため に支給 ・医師、歯科医師 310,000円以下(35年) ・研究員 100,000円以下(10年)	185,679 千円	656,110	E
単身走	单身赴任手当	〇異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対し支給 ・30,000円~100,000円	77,322 千円	404,827	田
半手 直日男	手手	〇宿日直勤務を行った職員に支給 ・通常 5,300円 ・医師、歯科医師 21,000円 ・生活指導 7,400円 ・著宿舎指導 6,100円	1,486,953 千円	172,480	E
一番	管理職員特別勤務手当	○週休日等又は平日深夜において勤務した管理職員に職の区分等に応じて支給・適休日等 1回 4,400円~12,000円 ・予日深夜 1回 2,000円~6,000円 ・平日深夜 1回 2,000円~6,000円 (週休日等の従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍)	66,333 千円	161,788	E
夜間屰	夜間勤務手当	〇深夜にわたる正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	1,038,489 千円	97,128	田
休日勤	休日勤務手当	〇祝日等における正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	2,200,137 千円	183,467	E
管理職手当	競手 当	〇管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額 (42,100円~139,100円)	1,773,527 千円	744,866	E
農林漁	農林漁業普及指導手当	○農林漁業等の普及指導に従事する職員に対して支給 ・給料月額×8%(管理職手当受給者は4%)	77,546 千円	298,254	田
耞	特地勤務手当	〇生活疗著七く不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給 ・(給料の月額+扶養手当)×級地区分別支給割合-地域手当 * 級地区分別支給割合 4%~25%			
徽	特地勤務手当 に準ずる手当	○特地公署又は特地公署に連ずる公署に勤務するために住居を移転した職員に支給 ・(給料の月額+扶養手当)×支給率 *支給率 異勤後4年間 4%-6%、5年目4%、6年目2%(最高6年)			
掛	へき地手当	○交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域に所在するへき地等学校に勤務する職員 に対して支給 ・(給料の月額+數職調整額+扶養手当)×級地区分別支給割合-地域手当 *級地区分別支給割合 6%~2%	35,443 千円	256,833	E
校	へき地手当 に準ずる手当	〇へき地等学校に勤務するためにへき地等学校が所在する市町村内に住居を移転した職員に支給・(給料の月額+數職調整額+扶養手当)×支給率 * 支給率 異動後5年間 % その後1年間 2%			

火曜日

令和7年9月30日

17

義務教育等拠員特 別手当	○義務教育等籍学校に勤務する教育職員に支給 ・月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級、号給別に定めた額 ・産業教育年当、定時制通信教育年当の支給を受ける期間は調整支給する。 * 夜間定時制、通信教育に係る定時制通信教育年当又は農業、水産に係る産業教育年当の受給期間 : 定額の3/4の額 * 上記以外の者:定額の2/4の額	1,385,507 千円	57,998 田
産業教育手当	○農業、水産、工業の教科の授業及び実習を担当する教育職員に支給 ・(給料月額+教職調整額)×5% (定時制通信教育手当受給者、管理職手当受給者は2%)	122,001 千円	199,673 円
定時制通信教育手当	○定時制課程及び通信制課程に勤務する教育職員に支給 ・(給料月額+教職調整額)×3~5% *校長 副校長, 製頭 3% *校長, 副校長, 製頭 3% 校開定時制教育に従事する職員 5% 是間定時制教育、通信教育に従事する職員 3%	74,445 千円	166,917 円

特別職の報酬等の状況(6年4月1日現在) 9

⁽注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合 における退職手当の見込額です。

職員数の状況 /

部門別職員数の状況と主な増減理由 Ξ

(単位:人)

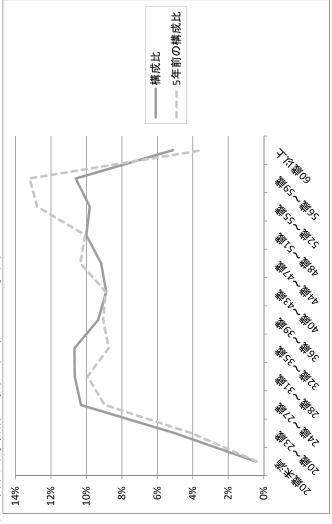
				()(:ヨー)
X X	職員数	[数	対前年	また増減阻止
期間	R6.4.1	R5.4.1	増減数	H H-84 II 61
知事部局	(263) 7,549	(304) 7,567	$ \begin{array}{c} (\triangle 41) \\ \triangle 18 \end{array} $	(△41) 児童相談所の体制強化など △18 (参考:人口10万当た9職員数148.15人)
教育委員会	(44) 21,851	(36) 21,859	(8) \(\times\)	(8) 小学校の学級増など △8 (参考:人口10万当た9職員数428.84人)
その 色	(9) 12,328	(13) 12,325	$(\triangle 4)$	(△4) 定数外職員の減など 3 (参考:人口10万当た9職員数241.95人)
石	(316) 41,728	(353) 41,751	$(\triangle 37)$ $\triangle 23$	(参考:人口10万当た9職員数818.94人)
(法) リータビー	アルルド 女循糸目公 (粉杏糸目公か哈)	数右禾目仝を陸	_	数 変 本 対 する 単 数 目 か ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま

その他は、各種委員会(教育委員会を除く。)、警察本部、議会事務局、企業局です。 () 内は、フルタイム会計年度任用職員であり、外数です。 7 (<u>H</u>

檘

火曜日

年齢別職員構成の状況 (6年4月1日現在) 3



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
\mathbb{X}		~	~	~	~	~	~	~	~	~	~		11111111
	未	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
I	\forall	Y	\forall	\forall	\forall	Y	Y	\prec	\forall	\forall	\forall	Y	Y
職員数	188	2,120	4,297 4,	4,459	4,511	3,990	3,697	3,889	3,932	4,119	4,239	2,287	2,287 41,728

職員数の推移 (各年4月1日現在) (3)

(単位:人・%)

	÷.	、企業局です	議会事務局、	、警察本部、	きを除く。)	(教育委員会を除く	各種委員会	その他は、	(世)
1.6	655	41,728	41,751	41,626	41,532	41,403	41,073	11111111	
(△0.2)	\triangle 21	12,328	12,325	12,373	12,386	12,400	12,349	の他	N
(3.3)	691	21,851	21,859	21,706	21,667	21,461	21,160	育委員会	教育
(△0.2)	\triangle 15	7,549	7,567	7,547	7,479	7,542	7,564	事部局	安
年間 数(率)	過 去 5 年 間 の増減数(率)	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	平成31年	年度	部門
	-								

公営企業職員の状況 ω

職員給与費の状況 Ξ

決算見込

区分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		実質収支		職員給与費比率	5年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
6年度	日士	日士	千円	%	%
電気事業	446,528	56,384	153,927	34.5	35.7
工業用水道事業	1,781,210	472,266	191,385	10.7	11.5
工業用地造成事業	1,609,999	177,392	0	0.0	3.6

区分	職員数		給与	手費		一人当たり給与費
	A	格 裕	職員手当	期末・勤勉手当	H B	B/A
6年度	Y	日士	日士	千円	千円	千円
電気事業	13	57,074	16,455	25,010	98,539	7,580
工業用水道事業	20	82,855	19,981	37,422	140,258	7,013
工業用地造成事業	7	24,007	4,530	10,679	39,216	5,602

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(6年4月1日現在) 3

・電気事業

平均月収額	588,298 円
基本給	352,481 円
平均年齢	43.1 歳
区分	福岡県

工業用水道事業

561,598 円	345,849 円	41.4 歳	省 図 野
平均月収額	基本給	平均年齢	经 図

工業用地造成事業

平均月収額	⊞ 28.884
基本給	□ 867.418
平均年齡	36.4 歳
区分	超 四 間

期末・勤勉手当等を含みます 福 尚 県 (注) 平均月収額には、

職員の手当の状況 3

期末手当・勤勉手当

マ 原	变	業	行	政	職	員
1人当たり平均支給額(6年度決算見込)	央算見込)		1人当たり平均支給額(6年度決算見込	â額(6年度≀	夬算見込)	
期末•勤勉手当	1,752	出	期末・勤勉手当	無	1,731	田
(6年度支給割合)			(6年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	শ্রা	期末手当	ᆀ	勤勉手当	ᆀ
2.50 月分	2.10 月分	月分	2.50 月分	引分	2.10	月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	月分	(1.40) 月分	月分	(1.00) 月分	月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)	(
職制上の段階、職務の殺等による加算措置	よる加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	務の級等に	よる加算措	##I
役職加算 5~20%			役職加算 5~20%	~20%		
管理職加算 15%			管理職加算 10~25%	$10 \sim 25\%$		

⁽⁾内は、再任用職員に係る支給割合です。 (注)

^{3 2 1}

職員手当には退職手当を含みません。 職員数は、7年3月31日現在の人数です。 給与費にはフルタイム会計年度任用職員を含み、職員数には当該職員を含みません。

(6年4月1日現在) 退職手当

	巜	闽	企	業	Ŷ.	行 政	政	搬	ĕ	
(支給率)	自己都合	√□	定年・早期退職 募集による退職	31退職 53退職	₩	自己都合	Ип	定年・早期退職 募集による退職	期退職 :る退職	
勤続20年	19.6695 月分	月分	24.586875 月分	5 月分	19.6	19.6695 月分	月分	24.5868	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	5 月分	28.0	28.0395	月分	33.27075	75 月分	
勤続35年	39.7575	月分	47.709	9 月分	39.0	39.7575	月分	47.709	09 月分	
最高限度額	47.709	月分	47.70	47.709 月分	47	47.709	月分	47.7	47.709 月分	
その他の加算措置	I		定年前早期	定年前早期退職特例措置				定年前早期	定年前早期退職特例措置	
			(割増率2	割増率2%~45%)				(割増率	割増率2%~45%)	
1人当たり平均支給額	ı	出	24,88	24,885 千円	2,0	2,029	十田	22,5	22,201 千円	

退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。 (洪

地域手当 (6年4月1日現在) £

支給実績(6年度決算見込)	(子)			8,822 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算見込)	支給年額(6年度決	算見込)	2.	220,554 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	な 一般行政職の制度(支給率)	度(支給率)
県内市町村	5.4 %	40	~	5.4 %

日現在) 月 1 (6年4) 特殊勤務手当 Н

時間外勤務手当

支給実績(6年度決算見込)	10,783 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算見込)	日士 008
支給実績(5年度決算)	日士 166,6
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	田士 892

- 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算見込)」と 同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とは ならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。 7

5 その他の手当(6年4月1日現在)

内容及び支給単価	行政職員 の制度と の異同	行政職員の制 度と異なる内容	支給実績 (6年度決算見込)	見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算見込)
○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者、父母等 1人につき 6,500円 ※ 企業職給料表(一) 7級の職員 3,500円 ・子 1人につき 10,000円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末まで の子の加算 5,200円	回	I	3,191	E H	277,934 円
○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃27,000円以下 家賃27,000円以下 ・家賃27,000円組 ・家賃27,000円組 11,000円+(家賃-27,000円)×1/2 (支給限度額28,000円) ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が 居住する住居 ・上記額の1/2	回	1	4,925	Æ E	289,682 用
交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤 ている職員に支給 ・運賃等相当額(原別として6箇月定期券の額) ・交通用具使用額 ・通勤距離に応じ2,000円~ ・新幹線等利用者の特別料金等加算 (県外上限41,000円)	河匠	I	7,223	于 正	206,380 用
○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となっ た職員に対し支給 ・30,000円~100,000円	同じ	I	360	# E	360,000 円
 ③週休日等又は平日深夜において勤務した管理職員に職の区分等に応じて支給週休日等 1回4,000円~12,000円平日深夜 1回2,000円~6,000円(週休日等の従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍) 	回	I	15	作	15,000 円
○深夜にわたる正規の勤務時間に勤務した職員に 対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×午後10時 から翌日の午前5時までの勤務時間	画じ	I	0	H H	田 0
〇祝日等における正規の勤務時間に勤務した職員 に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時 間	同じ	I	0	# E	田 0
○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対 して支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額 (89,700円~109,500円)	匣	I	4,543	# E	1,135,800 用

9 職員の人事評価の状況

任命権者は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、任用、給与その他の人事管理の 基礎として人事評価を定期的に実施し、その結果に応じた措置を講ずることとされています。

各任命権者における取組は、以下のとおりです。

【知事部局等】

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	令和6年12月1日現在において、一般職に属する職員
11 12 12 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	※評価対象期間における勤務期間が一月に満たない職員等を除く。
評価対象期間	4月1日~翌年3月31日
	・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業務課題への取組
	状況等の業務実績を評価。
評価の方法等	・上司による5段階の絶対評価を実施。
	・期首、期中、期末における直属の上司との面談を通じ、円滑な業務遂行や能力開発
	に必要な指導、助言を実施。
	・昇給並びに6月期及び12月期の勤勉手当において前年度の評価結果に応じた成
結果の活用	續区分を適用。
	・転任や昇任等人事面における参考資料として活用。

【教育委員会】

コンロンショ	
	令和6年12月1日現在において、一般職に属する職員
評価対象者	※評価対象期間における勤務期間が一月(県立学校の教育職員及び市町村県費負担
	教職員については、四月)に満たない職員等を除く。
評価対象期間	4月1日~翌年3月31日
	・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業務課題への取組
	状況等の業務実績を評価。
評価の方法等	・上司による5段階の絶対評価を実施。
	・期首、期中、期末における直属の上司との面談を通じ、円滑な業務遂行や能力開発
	に必要な指導、助言を実施。
	・昇給並びに6月期及び12月期の勤勉手当において前年度の評価結果に応じた成
結果の活用	績区分を適用。
	・転任や昇任等人事面における参考資料として活用。

【警察本部】

評価 対象 岩評価対象期間	評価対象者 全警察職員。ただし、地方警務官及び特別職非常勤職員を除く。 評価対象期間 12月1日~翌年11月30日
評価の方法等	・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業績を評価。・上司による重層的な評価を実施。・人事評価の結果、必要がある場合は、評価者等が被評価者に対し、業務指導、助言等を実施。
結果の活用	転任や昇任等の人事面、勤勉手当等の給与面に活用

10 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しな いように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です(日 曜日及び土曜日は週休日)。

時30分から午後5時15分まで、警察本部は午前9時から午後5時45分までとしています。また、交 般的な職員の勤務時間は、各任命権者の規程等により、知事部局及び教育委員会は午前8 替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は、別に定めて

午前8時から午後4時45分まで、午前9時から午後5時45分まで、午前9時30分から午後6時15分 なお、知事部局及び教育委員会(学校を除く。)においては、一般的な職員の勤務時間に加え、 まで及び午前10時から午後6時45分までとする時差通勤を実施しています。

(2) 休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの1時間としています。

(3) 週休日•休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日(国民の祝 日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)及び年末年始の休日(12月29日か ら翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については、 週休日を別に定めています。

(4) 休暇

す。有給休暇としては、事由を限らず、毎年与えられる年次休暇と、特定の事由に基づいて認めら 休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができま れる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等26項目を設けています。

11 職員の休業に関する状況

(1) 休業の概要

「休業」とは、職は保有するものの職務に従事しないというもので、分限処分である「休職」と同様 の性格を有していますが、本人の請求により認められる点が「休職」とは異なります。

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するととも に、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度で、対象となる子の年齢は3歳未満となって

事業主行動計画)を策定し、育児休業等の制度周知の徹底と取得しやすい環境整備を図っている いる中、福岡県においても、各任命権者が職員の子どもたちの健やかな育成のための計画(特定 次世代育成や女性職員の活躍推進の観点から、男性の積極的な育児参加が特に求められて ところです。

自己啓発等休業は、公務員としての能力・資質向上や公務意識の醸成及び国際協力を促進す るため、大学等課程の履修又は国際貢献活動への参加を可能とする制度です。 大学院修学休業は、公立学校の教員が専修免許状を取得する機会を拡充するため、国内外の 大学院等に在学してその課程を履修することを可能とする制度です。

配偶者同行休業は、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促 進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする制度です。 また、高齢期職員の多様な働き方に対応するため、加齢による諸事情への対応、定年後の生活 設計やセカンドキャリアのための資格取得、地域貢献等を可能とする高齢者部分休業を令和5年 度から導入しています。

(2) 休業の状況

令和6年度における職員の休業の状況については、次のとおりです。

(単位:人)

岩石	1,265	877
高齢者部分 休 業	10	0
配偶者同行 休 業	10 1,265	0
大学院修学 休 業	1	П
自己啓発等 休 業	10	8
育児休業	1,237	
休業の種類		· 茶

- (注)1 上段は令和6年度に新たに取得した者、下段は令和5年度以前から引き続き取得している者の人数です。
- 2 政令市立学校の教職員は含みません。
- 同一の者が複数回にわたって休業を取得した場合は、その数を重複して計上しています。

12 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務 の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されていま 任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くな に準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は 期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これら 指導に従事する場合等とされています。令和6年度における分限処分の状況は、次のとおりです。 い場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に 必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長

_
\prec
₹
浬
$\overline{}$

処分の種類	降任	免 職	休職	台
勤務実績が良くない場合	1	0		1
心身の故障の場合	0	0	737	737
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少によ				
り廃職、過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			3	3
学校、研究所等において調査、研究				
等に従事する場合 (網で約5割)			0	0
災害により生死不明又は所在不明と				
なった場合(条脈蛇の事曲)			0	0
神	1	0	740	741

- (注)1 政令市立学校の教職員は含みません。
- 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。
- 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして 計上しています
 - 4 条件付採用期間中の職員に、分限処分に準じる措置が行われた場合は、その数を計上しています。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

ずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとさ に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のい 任命権者は、①地方公務員法(昭和25年法律第261号)等に違反した場合、②職務上の義務 れています。 令和6年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

_ 1													_
(中位:人)	1111 <u>□</u> <1□		1		10		16		1	1	0	06	67
) 大		0		П		П		0	0	0	G	7
	減給		0		9		4		0	0	0	10	10
	停 職		0		က		7		0	1	0	1.1	
	免 職		1		0		4		1	0	0	9	0
	処分の種類を必分の種類を必分の事用を必分事由	給与・任用に関する不正	(給与不正領得等)	一般服務違反関係	(欠勤、勤務態度不良等)	一般非行関係	(傷害、異性関係非行等)	収賄等関係	(収賄、横領等)	道路事故,交通法規違反	監督責任	₹	

- (注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。
- 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。 (注)b2

職員の服務の状況 13

行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、民間企業の勤労者とは異なる服務上の強い制約 方公務員法や教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)によって、法令等及び上司の職務上の命 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力 を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地 令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議 が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、12(2) のとおりです。

び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により、市町村教育委員会がその服務を監督すると また、市町村立学校に勤務する教職員(県費負担教職員)については、地方教育行政の組織及 定められています。

なお、制度の趣旨を徹底させるため、所属研修を実施するほか、日常の具体的事例に関する照 会等の機会を通じて、適切な処理を行っているところです。 さらに、福岡県職員倫理条例(平成13年福岡県条例第49号)を制定し、職員が常に認識してお かなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動規準を規定するとともに、入札 参加事業者との原則交際禁止等に関する規定を定めています。

職員の退職管理の状況

本庁課長級以上の職に就いている職員であった者が、離職後2年間に再就職した場合は、福岡県 職員の退職管理に関する条例(平成27年福岡県条例第54号)第3条の規定により、再就職先の名称 等について離職時の任命権者に届け出ることとされています。

令和6年度の各任命権者への届出状況は、次のとおりです。

	砂のそ	7	8	0	0
	営利法人	18	0	13	1
この内訳	その他の非営利法人	10	2	4	0
再就職先の内訳	学校法人等	1	9	1	1
	公益法人等	13	9	2	2
	国又は地方公 共団体の機関	1	1	0	0
届出件数	(仲)	45	18	20	4
不会	工品作品	和事	教育委員会	警察本部長	その街

- 再任用等、人事委員会規則で定める場合は届出が不要です。 公益法人等には、独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含みます。 学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含みます。 (注) 1 2 3

職員の研修の状況 15

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、任命権者において組織的かつ計画 的に行われています。 例えば、知事や議会、監査委員、教育委員会、人事委員会等の事務部局に勤務する職員につい ては、職員研修を自己啓発・職場研修・研修所研修・派遣研修に区分して実施しています。

また、教育公務員については、教育公務員特例法においても、絶えず研究と修養に努めなければ ならないことが規定されており、より豊富な研修の機会が設けられています。

令和6年度に行われた主な研修には、次のようなものがあります。

(行政職員)

自己啓発	自己啓発支援
	未来への提言
職場における研修	職場における研修 部局研修・所属研修(人権・同和問題、公務員倫理等)
	業務專門研修
研修所における	基本研修(新採用職員研修、一般職員研修、管理監督者研修)
研修	専門研修(エビデンスに基づく政策立案、OJT による人材育成、職場まるごと働き
	方改革、web 会議のファシリテーション、財務諸表の読み方 等)
	特別研修(トップセミナー、ダイバーンティー推進 等)
派遣研修	自治大学校派遺研修
	都道府県、市町村、企業等派遣研修 等

(教職員)

職場における研修	職場における研修 各所属の諸親題における研修(授業改善、教育相談 等)
教育センター、体育	教育センター、体育 基本研修(若年教員研修、中堅教諭等資質向上研修、エキスパート教員研修、新
研究所等における 任校長研修 等)	任校長研修 等)
研修	専門研修(各教科等の指導に関する研修等)
	長期研修
	課題研修(福岡県高等学校教育課程研究集会、日本語指導担当教員等指導力
	向上研修、体力向上、薬物乱用防止等)
派遣研修	産業·理科教育教員派遣研修
	教職員等中央研修(校長研修、副校長・教頭等研修、中堅教員・次世代リーダー
	教員研修 等)
	国立大学大学院等修士課程への現職教員派遣研修
	長期社会体験派遣研修

(警察官)

I	
職場における研修	新任配置時における教養
	各所属における集合教養
	本部主管課による研修・講習
	部外講師による講演等
警察学校における	採用時教養
研修	新任教養
	昇任時教養
	車科等教養

16 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理

管理者、健康管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者を選任するとともに、総括安全衛生委 律第57号)並びに各任命権者の安全衛生管理規程及び健康管理規程に基づき、総括安全衛生 職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するため、労働安全衛生法(昭和47年法 員会、警察本部衛生委員会等を設置しています。

(所属長)及び副健康管理担当者を配置するとともに、(安全)衛生委員会や各地区連絡協議会等 さらに、全所属に健康推進員(副課長、課長補佐、副所長、事務長等)又は、健康管理担当者 を設置し、安全衛生管理活動の推進を図っています。

(2) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障がいや疾 病の早期発見を行うため、全職員を対象に定期健康診断を、特定の有害業務従事者を対象に特 別健康診断を実施しています。

(3) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度に よって保護されています。 勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結 れるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分 することの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執ら を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。

令和6年度における福岡県人事委員会の業務の状況」の3及び4 これらの制度の状況は、「二

令和6年度における人事委員会の業務の状況 П

職員の競争試験及び選考の状況1) 競争試験
合和6年度に実施した職員の競争試験の状況は、次のとおりです。
① 職種及び日程

攤	1 種			日程		
	試験区分等	受付期間	ĮŢ	次試験	2次試験	最終 合格発表
(F) - (S) (S)	、"事然、教育行政、 一种。" 一种。 一种。 一种。 一种。 一种。 一种。 一种。 一种。 一种。 一种。	5月7日~5月17日	6月16日		7月2日~7月25日~7月25日	8月6日
	行政、教育行政	8月5日 ~8月16日	9月29日		10月23日 ~11月7日	11月22日
	行政、教育行政 、警察行政、土 木、農業土木、 林業				10月16日~ 11月1日	11月8日
	行政、行政(DX)	7月8日 ~7月19日	8月18日		10月26日 ~11月24日	12月13日
	第1回	3月21日 ~4月11日	5月12日	5月29日 ~6月5日	6月26日 ~7月9日	8月6日
	第2回	8月8日 ~8月29日	9月22日	10月8日 ~10月22日	11月12日 ~11月25日	12月25日
	第1回	3月21日 ~4月11日	5月12日	5月29日 ~6月5日	6月26日 ~7月9日	8月6日
	第2回	8月8日 ~8月29日	9月25日	10月8日 ~10月22日	11月12日 ~11月25日	12月25日
	第1回	3月21日 ~4月11日	5月12日		7月1日、 7月3日	8月6日
	第2回	8月8日 ~8月29日		ı	l	I
		8月8日 ~8月29日	9月22日	10月8日 ~10月22日	11月12日 ~11月25日	12月25日
	I	3月21日 ~4月11日	5月12日	5月29日 ~6月5日	6月26日 ~7月9日	8月6日

火曜日

令和7年9月30日

警察官B		日8月8		日8月01	11月12日	
(女性)	I	~8月29日	9 A 22 H	~10月22日	$\sim 11月25日$	12月25日
警察官B		3月21日	T 10 II	5月29日	6月26日	пэно
(早期採用女性)	I	$\sim \! 4\mathrm{H}\mathrm{11H}$	д 71 Кс	~6月5日	\sim 7月9日	поно
数を予り		日8月8		日8月01	11月12日	19 日 95 日
一の世代	I	~8月29日		22 ⊞	\sim 11月25日	H C7 H 71

人数 **(3)**

	京田	日江外茶	1 全	月零粉	4//	粉盲	以整
試験の種類	子定数	下で上後	大勢由教	X §	公格者数	る 会を 合格 者数	文倍感率
	3	3	3	(%)	3	3	(年)
I 類	187	881	598	6.79	289	183	3.3
I 類(早期)	10	2.2	53	68.8	30	13	4.1
II類	21	202	107	53.0	61	29	3.7
山 類	62	202	348	9.89	194	110	3.2
民間企業等職務経験者	48	1,140	779	68.3	129	29	11.6
警察官 Y (男性)	08	199	520	78.7	322	126	4.1
警察官A (女性)	35	221	170	76.9	130	54	3.1
警察官 Y (武道指導)	9	4	4	100.0	4	4	1.0
警察官B (男性)	62	492	409	83.1	253	84	4.9
警察官 B (早期採用男性)	20	270	202	74.8	80	35	5.8
警察官B (女性)	91	021	140	82.4	09	21	6.7
警察官 B (早期採用女性)	07	201	28	81.3	71	88	2.6
警察官C	11	28	19	6.79	10	2	3.8
111111111111111111111111111111111111111	169	4,760	3,436	72.2	1,633	764	4.5

採用選考 8

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされていますが、人事委員会の定める職については選考によることができることとされています。 令和6年度に各任命権者から提出された採用選考請求の承認状況は、次のとおりです。

搬	知事	教育委員会
	(件)	(件)
部長相当職	1	0
次長相当職	7	0
課長相当職	16	6
課長補佐相当職	24	0
係長相当職	41	1
主任主事相当職	25	3
主事相当職	2	3
111111111111111111111111111111111111111	116	16

搬	警察本部 (件)
警視相当職	10
警部相当職	0
警部補相当職	2
巡査部長相当職	4
巡査相当職	10
1==	26

なお、令和6年度に人事委員会において試験を実施している公開公募による採用選考の実施 状況は、次のとおりです。

		茶田	申込者数	受験者数	一次	最終	競争
	職種	予定数			合格者数	合格者数	岳率
		(人)	(\mathcal{T})	(\mathcal{T})	(\mathcal{Y})	(人)	(偿)
_	着護師、研究職員 (機械 A、デザイン、化学C) 、獣医師、心理判定員、 児童自立支援専門員、保 育士、保健師、職業指導 員 (建築系、機械・メカ トロニクス系、自動車整 備系、情報処理系)	52	119	86	73	39	2.5
(後期)	児童福祉(職務経験者) 、心理判定員(職務経験 者)、研究職員(化学D 、薬学)獣医師、船員(航海、機関)、児童自立 支援専門員、保育士	31	49	38	25	16	2.4

火曜日

令和7年9月30日

8 18.1	5.6	8.6
8	10	6
28	33	30
145	56	88
179	92	113
8	111	8
警察行 	整察行 	展画
政、	一致,	農産技術
女育行	女育行 	農業技術員 (農産園芸 畜産)、林業技術員
※	***	等技術
行 政	行政	載 福
就職氷河 行政、教育行政、警察行期世代を 政対象とす る採用選	障がい者 行政、教育行政、警察行 を対象と 政 する採用 選考	労務職 員採用 選考

昇任選考 $\widehat{\mathfrak{B}}$

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施しています。 令和6年度に各任命権者から提出された昇任選考請求の承認状況は、次のとおりです。

38	153	係長相当職以下
35	182	課長補佐相当職
13	94	課長相当職
4	33	次長相当職
2	12	部長相当職
(件)	(件)	4 成
教育委員会	知事	和

警祭本部 (件)	48(43)	11(0)	25(0)	28(0)	112(43)	ナギギャ
搬	警視相当職	警部相当職	警部補相当職	巡査部長相当職	111111111111111111111111111111111111111	十月 東子 月替 仕 と さ 子 () (大)

(注)()内は公安職で内数です

<u>4</u>

任期付職員の採用の承認 任命権者は、任期付職員(任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員)の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければなりません。 令和6年度の人事委員会の承認件数は5件です。

- (注)・任期付招へい研究員:民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの・特定任期付職員:高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの・一般任期付職員:専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

2 給与等に関する報告及び勧告[令和6年10月2日]の状況

第 14 条及び第 26 条の規定に基づ 給与等に関する報告及び勧告は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に、一般職に属する福岡県の職員の給与等について議会及び知事に対して行うものです。 令和6年度に実施した報告及び勧告の概要は次のとおりです。

(1) 概要

令和6年4月の公民較差に基づく給与改定等

- ・ 較差10,190円 (2.78%) の解消のため、給料月額を引上げ
 - ・ 期末・勤勉手当の支給月数を 0.10 月分引上げ

(2) 令和6年4月の公民較差に基づく給与改定等

① 民間給与との比較

ア 月例給の較差

参考 (令和5年)	3,956円 (1.09%)
令和6年	10,190円 (2. 78%)

イ 期末・勤勉手当

職員の年間支給月数	4.50月
民間の年間支給割合	4.59月

2) 給与改定の内容

公民較差の状況及び人事院勧告における俸給表の改定内容を勘案して給 料表を改定 月例給 1

4.50月分→4.60月分(引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等 に配分) 期末・勤勉手当

社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート) <u>ල</u>

① 給料表(令和7年4月1日から実施)

人事院勧告において、職務や職責をより重視した俸給体系として示された国家公務員の俸給表の改定に準じ、本県における人材確保や組織パフォーマンスの向上の観点 から職員の給料表を改定する。

) 扶養手当(令和7年度から段階的に実施)

子に係る手当額の引上げを行う なお、本県の実情を考慮し、所要の経過措置を講ずることが適当である 国の見直しに準じて、配偶者に係る手当を廃止し、

地域手当

国や他の都道府県等の動向に留意しつつ、支給割合を県内一律としてきたこれまで の経緯や本県の実情を踏まえ、検討を行っていく必要がある。

(4) 意見

① 人材の確保及び育成について

県行政において、より効果的・効率的な業務遂行や質の高い行政サービスの一層の向上が求められる中、職員には、自身の力を最大限発揮し、全体の奉仕者としての強い使命感と揺るぎない高い倫理意識をもって困難な諸課題に立ち向かうことが強く求めら

れている。 一方で、職員採用の受験者数は減少傾向が続いており、職務経験を持つ職員の増加や 個人の仕事に対する価値観の多様化など、職員採用及び職員を取り巻く情勢は大きく

人材の確保及び育成は、持続可能な組織の礎である。このため、有為な人材から「魅

マンスの向上につなげ、ひいては高水準の県民サービスの提供につながる好循環を確 力ある職場」として福岡県庁が選ばれ、職員の成長を後押しすることで、組織パフォ 実なものにしていくことが必要である。

. 有為な人材の確保

本県における職員採用試験の受験者数は10年前の7割程度の水準まで減少してお

り、人材の確保は危機的な状況にある。

こうした中で、今後も多様な受験者層から高い志を持った有為な人材を確保して いくため、福岡県の職員として働くことを希望する人材が受験しやすくなるような 取組や採用チャネルの多様化を進める必要がある。 具体的には、選考方法の見直し、早期試験の創設、職務経験者試験の技術分野への 拡充といった採用試験の見直しについて、検討・実施していく

イ 誰もが活躍できる「魅力ある職場」の実現

(7) 人材育成の総合的な取組の推進

福岡県庁が有為な人材から選ばれる「魅力ある職場」となるためには、若年層か ら高齢層まですべての職員が、向上心を持ち続け、自身の望むキャリアを形成し、 生き生きと働けることが重要である。 すべての職員がやりがいや成長を実感しながら業務に取り組ん でいくことができるよう、職種や職層に応じ、計画的に人材育成に取り組んでいく このためには、 必要がある。

(イ) 女性の活躍推進

任命権者においては、組織の活力向上及び政策方針決定過程への参画拡大を図 一定の成果を るため、特定事業主行動計画に基づき女性職員の登用を行っており、 あげているところである。 女性の活躍を推進することは誰もが働きやすい社会の実現に寄与するものであ

り、計画に基づき、女性職員の活躍をより一層推進していく必要がある。

(ウ) 人事評価を通じた人材育成の推進

任命権者は、引き続き、評価者である管理職員のスキル向上などに努め、職員の 理解と納得感を高めながら、より効果的な人材育成となるよう、今後とも人事評価 制度に適切に取り組んでいく必要がある。

(z) 新任係長の人材育成

係長は、県職員としてのキャリア形成におけるファーストステップとなる役職 生きとやりがいを感じながら働く姿は、若年層の職員のキャリア形成に良い影響 であり、係長の育成は将来の県組織を牽引する人材の育成につながる。係長が生き を及ぼしていくものと考える。

任命権者においては、新任係長の人材育成及びサポート体制の充実に取り組み、 チーム全体のパフォーマンス向上につなげていくことが重要である

② 働き方改革の推進と勤務環境の整備等について

ア 長時間労働の是正等

長時間労働の是正には、組織を挙げて強い姿勢で取り組む必要がある。

任命権者においては、定例的な業務により恒常的に長時間労働となっている場合と、 災害対応等のように突発的に長時間の時間外労働を命ぜざるを得ない場合とを区別 した上で、その要因の整理・分析を行い、職員の負担軽減につながる取組を一層進め ていく必要がある。

イ 教職員の働き方改革

教育の質を維持し、更に向上させていくためには、教職員が児童・生徒と十分に向き 合う時間の確保・充実が必要不可欠であり、教職員が一丸となって働き方改革に取り組 むことが重要である。 県教育委員会においては、現在実施している取組の結果を検証し、効果的な取組を 強力に推し進めるとともに、市町村教育委員会に対して、教職員の働き方改革が推進 されるよう働きかけていくべきである。 校長等の管理職員が率先して業務の見直しや効率化・合理化を進め、教職員の勤務 時間の適正化や負担軽減を行うことが極めて重要であり、加えて、学校組織のリーダ **一として、教職員が働きやすい職場環境づくりを実行する役割が求められている。**

また、県及び市町村教育委員会が主体となって、管理職員が学校内のマネジメント に注力できる体制を整備することも重要である。

カ 多様な働き方の推進及び仕事と生活の両立支援

働き方に関する選択肢の拡充は、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に寄与す その活用状況や職員のニ 一ズを踏まえ、国や他の都道府県、民間労働法制の動向にも留意しながら、引き続 るものであり、任命権者においては、現行の制度について、 検討し充実を図る必要がある。

エ ハラスメント防止対策

ことを十分理解した上で、他者を尊重して、ハラスメントのない職場づくりに取り組 管理職員をはじめとする全ての職員は、誰もがハラスメントの行為者となり得る む必要がある。 また、近年、社会問題化しているカスタマーハラスメントについても、職員の負担 軽減を図ることで、本来の職務に注力できるよう、引き続き組織として対応するよ 取り組む必要がある。

オ メンタルヘルス対策

質の高い行政サービスを提供するために必要不可 職員の心の健康の保持増進は、 管理監督者においては、メンタルヘルス不調を生じた職員の早期発見・早期対応に 取り組むことが重要である。また、任命権者においては、円滑な職場復帰のための支 接などに着実に取り組んでいく必要がある。

カ 会計年度任用職員制度の適切な運用

会計年度任用職員が意欲を持ち、安心して働くためには、勤務環境や勤務条件の確 休暇の日数、期間について、本県の任期の定めのない常勤職員との均衡を考慮し、 保は重要であり、任命権者においては、適切な制度運用がなされるべきである。 不合理な取扱いとなっているものについては、早急に是正する必要がある。

③ 公務員倫理の徹底について

県民の信頼を回復するためにも、職員一人ひとりが、自らの行動が県全体と県職員全 体の信用に大きな影響を与えることを自覚し、公務内外を問わず行動を厳しく律する必 要がある。 任命権者においては、これまで以上に職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について、 徹底を図る必要がある。また、管理監督者は、職員の勤務態度や生活の異変を察知でき るよう、風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあっせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たるものです。

(1) 係属の状況

	令和5年度末の	令和6年度中の	令和6年度中の	令和6年度末の
	係属件数	要求件数	处理件数	係属件数
	(件)	(株)	(件)	(件)
県 分	0	1	0	1
受託分	0	1	0	1

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

(2) 審査の状況

なし

不利益処分についての審査請求の状況 4

不利益処分についての審査制度は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして職員から審査請求があった場合、人事委員会が、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定(裁決又は決定)を行うものです。

係属の状況 $\widehat{\Xi}$

ı					
		令和5年度末の	令和6年度中の	令和6年度中の	令和6年度末の
		係属件数	申立て件数	処理件数	係属件数
		(件)	(件)	(件)	(件)
懲	懲戒処分	14	0	0	14
分	分限処分	0	0	0	0
,,,	その他	1	0	0	1
	111111	15	0	0	15
繳	懲戒処分	0	0	0	0
分	分限処分	0	0	0	0
^	その他	0	0	0	0
	111111111111111111111111111111111111111	0	0	0	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

審査の状況 なし 8

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、福岡県財政事情(第152回)を次のとおり公表する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

国

令和7年度当初予算の状況

第1

41

7年度当初予算の状況 6种, \vdash 紙

令和7年度当初予算においては、未来への礎を築き、飛躍・発展する福岡県の実現に向け、「人を育て、人を惹きつけるまちをつくる」、「産業を育て、はたらく場を広げる」、「健全な環境と、安全・安心なくらしを守る」の3つの柱に基づく施策を力強く展開します。 併せて、財政改革プラン2022に沿って、財政の健全化を着実に推進します。 その結果、令和7年度の当初予算は、次表のとおり一般会計で2兆1,877億8,271万円、特別会計で1兆1,266億7,303万円、両会計合計で3兆3,144億5,574万円と、令和6年度当初予算と比較して1,780億9,391万円、5.7%の増となっており、一般歳出(一般会計歳出総額から、公債費、税関連市町村交付金等を除いたもの。)では1兆4,703億4,512万円と、前年度に比べ108億5,359万円、0.7%の増となっています。

歲入歲出予算総括表 令和7年度

(% (単位:千円,

会計区分	令和7年度(当初) 歳入歳出予算(A)	令和6年度(当初) 歳入歳出予算(B)	差 引 増 減 (A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
一般会計	(1, 470, 345, 119) 2, 187, 782, 708	(1, 459, 491, 526) 2, 132, 060, 720	(10, 853, 593) 55, 721, 988	(100.7) 102.6
特別会計	1, 126, 673, 031	1, 004, 301, 107	122, 371, 924	112.2
1 4	3, 314, 455, 739	3, 136, 361, 827	178, 093, 912	105.7

(歳出総額から、公債費、税関連市町村 一般歲出 書は一般会計のうちの)である。) 一般会計の上段 () 交付金等を除いたもの。 (世

とに概要を説明します ر ژ 令和7年度当初予算における各予算項目 以下、

Ħ

総額において前年度当初予算に比べて、557億2,199万円、 令和7年度の歳入歳出予算の状況は、 2.6%の増となっています。 (1) 歳入予算

次のとおりです。 歳入予算の目的別分類は、

令和 7 年度一般会計歲入予算

平位IFJ, /0/ 比 較	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$	107.6	108.9	113.6	18.3	104.1	90.6	86.9	98.4
(年年. 宋	(A) - (B)	56, 526, 859	21, 998, 975	13, 775, 184	\triangle 10, 928, 472	12, 209, 084	\triangle 97, 431	\triangle 703, 239	\triangle 273,850
壮义	構成比	34.8	11.6	4.8	0.6	13.8	0.1	0.3	0.8
令和6年度	当初予算(B)	742, 396, 877	248, 087, 611	101, 402, 547	13, 374, 898	294, 857, 281	1,041,562	5, 353, 958	16, 747, 365
14-57	構成比	36.5	12.3	5.3	0.1	14.0	0.1	0.2	0.8
合和7年度	当初予算(A) 構成比	798, 923, 736	270, 086, 586	115, 177, 731	2, 446, 426	307, 066, 365	944, 131	4,650,719	16, 473, 515
	款 別	1. 県 税	2. 地方消費稅清算金	3. 地方 篱 与税	4. 地方特例交付金	5. 地方 好 的 税	6. 交通安全対策特別交付金	7. 分担金及び負担金	8. 使用料及び手数料

檘

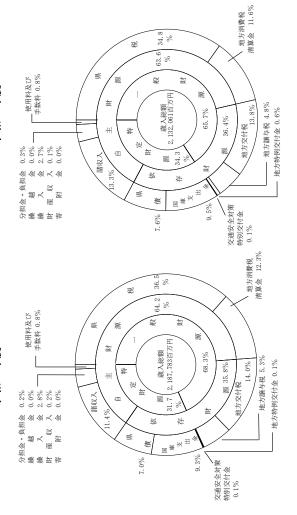
		100	100,100,101			7.98 7.69 107 18 16 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	■ サ 田 今 505 636 755 6 3
					H H 200, 100 0:0 201, 002, 002	201, 692, 362	文 田 街 207, 939, 755 9.3 201, 692, 362
2, 987, 922 0.1		2, 987, 922	0.2 2,987,922	0.2 2,987,922	λ 4, 121, 318 0.2 2, 987, 922	λ 4, 121, 318 0.2 2, 987, 922	$\mbox{$\mathbb{I}$}\mbox{$\mathbb{Z}$}\mb$
360, 538 0.0		360, 538	0.0	769, 978 0.0 360, 538	769, 978 0.0 360, 538	金 769,978 0.0 360,538	金 769,978 0.0 360,538
57, 109, 985		57, 109, 985	2.8 57, 109, 985	60, 954, 134 2. 8 57, 109, 985	60, 954, 134 2. 8 57, 109, 985	60, 954, 134 2. 8 57, 109, 985	60, 954, 134 2. 8 57, 109, 985
1 0.0	0.0 1 0.0	1	0.0	34, 237 0.0 1	34, 237 0.0 1	金 34,237 0.0 1	金 34,237 0.0 1
$284, 422, 613$ 13.3 \triangle 35, 191, 136	13.3	284, 422, 613 13.3	11. 4 284, 422, 613 13. 3	11. 4 284, 422, 613 13. 3	11. 4 284, 422, 613 13. 3	λ 249, 231, 477 11. 4 284, 422, 613 13. 3	λ 249, 231, 477 11. 4 284, 422, 613 13. 3
	162, 225, 200	7. 0 162, 225, 200	153, 962, 600 7.0 162, 225, 200	153, 962, 600 7.0 162, 225, 200	(青 153, 962, 600 7, 0 162, 225, 200	(青 153, 962, 600 7, 0 162, 225, 200	(青 153,962,600 7.0 162,225,200
360, 538 57, 109, 985 1 284, 422, 613 162, 225, 200		2.8 0.0 0.0 11.4	769, 978 0.0 60, 954, 134 2.8 34, 237 0.0 249, 231, 477 11.4 153, 962, 600 7.0	金 60,954,134 2.8 金 60,954,134 2.8 金 34,237 0.0 入 249,231,477 11.4 值 153,962,600 7.0	金 60,954,134 2.8 金 60,954,134 2.8 金 34,237 0.0 人 249,231,477 11.4 値 153,962,600 7.0	所 金	所 金 769,978 0.0 入 金 60,954,134 2.8 越 金 34,237 0.0 収 入 249,231,477 11.4 信 153,962,600 7.0
	0.0 0.0 0.0 11.4		4, 121, 318 769, 978 60, 954, 134 34, 237 249, 231, 477 153, 962, 600	会 769,978 金 60,954,134 金 34,237 入 249,231,477 信 153,962,600	坂 入 4,121,318 金 769,978 金 60,954,134 金 34,237 入 249,231,477 値 153,962,600	収入 4,121,318 所 金 769,978 入 金 60,954,134 越 金 34,237 収 入 249,231,477 値 153,962,600	産 収入 4,121,318 所金 769,978 人金 60,954,134 越金 34,237 収入 249,231,477 信 153,962,600

れを性質別に分類しますと次のとおりです。

歳入予算の性質別構成図

令和7年度

令和6年度



郑 当〇

県税は、県の行政活動を賄うための財源として最も大きいもので、地方税法及び県税条例に基づ県民及び県内に事務所、工場を有する法人等に納めていただくものです。本年度の予算額は、989億2,374万円で前年度当初予算に比べ、565億2,686万円、7.6%の増となっています。前年度に比べ増加したのは、企業業績の堅調な推移に伴う法人二税の影響等によるものです。 #U C

子育てや高等

消費税率引上げに伴う地方消費税増収分約753億円を、子ども・ 、医療・介護などの社会保障施策の一部に活用しています。 本県では、消費税率引上げ 教育の無償化、医療・介護な 【主なもの】 ●子ども・子育て分野 ・保育所や放課後児童クラ ・保育料無償化の実施

- ブの運営費支援 11

- ●医療・介護分野・ ・難病対策における医療費助成の対象疾病 の拡大

- 高等教育の無償化 ・県設立公立大学法人や私立専門学校の授 業料等減免

税目別内訳は次のとおりです なお、

令和 7 年度県税当初予算内訳

(% H H (単位

1			ŀ	今和7年度	34-5	今和6年度	14-1	1 1	(2) (1) 福
	1	3	_		,		Į		4
	X	Ŕ	AIII	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{\text{(A)}}{\text{(B)}} \times 100$
丰		通	锐	796, 735, 233	99.7	740, 331, 181	7 .66	56, 404, 052	107.6
	些	民	斑	183, 456, 798	23.0	156, 956, 098	21.1	26, 500, 700	116.9
	画	Y	\prec	164, 805, 584	20.6	140, 074, 292	18.9	24, 731, 292	117.7
•	知	Υ΄	\prec	17, 988, 899	2.3	16, 591, 215	2.2	1, 397, 684	108.4
	(利	十	酮	662, 315	0.1	290, 591	0.0	371,724	227.9
	 -	業	斑	207, 044, 611	25.9	186, 591, 528	25.2	20, 453, 083	1111.0
•	画	~	\prec	8, 645, 135	1.1	8, 479, 946	1.2	165, 189	101.9
	(洪	~	\prec	198, 399, 476	24.8	178, 111, 582	24.0	20, 287, 894	111.4
	地方	消費	党	274, 130, 129	34.3	265, 240, 097	35.7	8, 890, 032	103.4
	不動	産 取 得 移	党	19, 754, 340	2.5	19, 512, 237	2.6	242, 103	101.2
	県た	りせ	党	6,642,105	0.8	6, 587, 954	0.9	54, 151	100.8
	ŭ 7	フ場利用移	党	1,049,927	0.1	1,069,722	0.2	\triangle 19, 795	98. 1
	整油	引 取	党	36, 945, 467	4.6	37, 973, 345	5.1	\triangle 1, 027, 878	97.3
	中	動 車 移	党	67, 706, 146	8.5	66, 393, 456	8.9	1, 312, 690	102.0
	鉱	区	党	4,951	0.0	4,887	0.0	64	101.3
	旧法によ	旧法による税(自動車税)	$\widehat{}$	759	0.0	1,857	0.0	\triangle 1,098	40.9
Ш		的	党	2, 188, 503	0.3	2, 065, 696	0.3	122,807	105.9
	茶	猟	党	18,628	0.0	18,720	0.0	26 ♥	99. 5
	産業	廃棄物移	党	205, 560	0.0	182, 141	0.0	23, 419	112.9
	宿	狛 移	范	1,964,315	0.3	1,864,835	0.3	99, 480	105.3
	∢□	111111111111111111111111111111111111111		798, 923, 736	100.0	742, 396, 877	100.0	56, 526, 859	107.6
			l						

とを目入れな 5 0 ○地方消費稅清算金は、平成9年4月1日から地方分権の推進や地域福祉の充実等を図るこ。 地方消費稅清算金は、平成9年4月1日から地方分権の推進や地域福祉の充実等を図るこ。 的とし地方消費稅が創設されたことに伴い、地方消費稅が最終的に消費された都道府県の収、 るよう、いくつかの消費に関する指標に基づき都道府県間で清算を行い交付されます。 本年度の予算額は、2,700億8,659万円で前年度当初予算に比べ、219億9,898万円の増となます。

○地方譲与税 地方譲与税は、国税として収入した特定の税について、一定の基準により地方公共団体に譲与されるもので、本県関係では、特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税(地方道路譲与税)、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税及び航空機燃料譲与税があります。 中別法人事業譲与税は、法人事業税の一部を分離し国税(特別法人事業税)とした上で、その収入額について人口を基準に都道府県に譲与するものとして、令和元年度に創設されました。これにより、令和7年度当初予算における法人事業税が到15億3,099万円減少したのに対し、特別法人事業譲がが1,106億5,885万円譲与されることとなっています。 本年度の予算額は、1,151億1,773万円で前年度当初予算に比べ、137億7,518万円の増となってい

○地方特例交付金 地方特例交付金は、地方財政の運営上支障が生じないよう地方財政対策の中で講じられる補てん 措置で、平成20年度から創設された住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン減税)及び令和6年度 分に限り実施される定額減税による個人住民税の減収額を補てんするための地方特例交付金があり ます。

ていま 109億2,847万円の減となっ 24億4,643万円で前年度当初予算に比べ、 本年度の予算額は、

○地方交付税 地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。普通交付税は、各地方公共団体について 台理的かつ妥当な水準における行政を行うための一般財源所要額として算定された基準財政需要額 が、同じくあるべき税収入として算定された基準財政収入額を超える場合に、その超える額を基礎 として交付されます。 令和7年度地方財政計画においては、地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組 み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、令和6年度に引き続き、一般行政 経費に「地方創生推進費」を1兆円計上しています。 一方、特別交付税は、災害の発生など、普通交付税の算定で捕捉されなかった特別な財政事情を 本庫度の予算額は、普通交付税3,030億6,637万円、特別交付税40億円、計3,070億6,637万円で、 本年度の予算額は、普通交付税3,030億6,637万円、特別交付税40億円、計3,070億6,637万円で、

〇国庫支出金

される国の負担金、補助金及び 初予算に比べ、12億4,739万円 国と地方公共団体の経費の負担区分に従って支出 本年度の予算額は、2,029億3,976万円で前年度当 国庫支出金は、国と出委託金の総称で、本年度の増となっています。 その内容は、次のとま

すか お り

年度国庫支出金当初予算内訳

令和7

H H (単位

	令和7年度	承	令和6年度	承	出	(十 <u>一二 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</u>
X X	(A) 菓子防宗	構成比	当初予算(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
義務教育費負担金	37, 420, 442	18.4	38, 343, 577	19.0	\triangle 923, 135	9.76
生活保護費負担金	21, 918, 610	10.8	21, 675, 436	10.8	243, 174	101.1
児童保護費負担金	5, 576, 055	2.8	4,929,153	2.5	646,902	113.1
普通建設事業費支出金	56, 033, 659	27.6	61, 771, 459	30.6	\triangle 5, 737, 800	90.7
災害復旧事業費支出金	11, 115, 884	5.5	11, 070, 768	5.5	45, 116	100.4
委 託 金	9, 970, 282	4.9	4, 112, 805	2.0	5,857,477	242.4
その他	60, 904, 823	30.0	59, 789, 164	29.6	1, 115, 659	101.9
合計	202, 939, 755	100.0	201, 692, 362	100.0	1, 247, 393	100.6

れは総務統計調査 IJ 委託金で58億5,748万円ですが ものは、 75 前年度と比較して増加額の大き 委託金の増によるものです。

基金等の会計間における現金の移動を表すも 特別会計、 一般会計、 地方公共団体の ○繰 入 金 繰入金とは、: のです。

ています のです。 本年度の予算額は609億5,413万円で前年度当初予算に比べ38億4,415万円の増となっ、

픨 当〇

、災害復旧事業等の財源とするための長期の借入金でで前年度に比べ、82億6,260万円、2.1%の減となって 公共施設の建設事業 、1,539億6,260万円 県債は、県が実施する。 すが、本年度の予算額は います。

なお、県債の目的別内訳は、次のとおりです。

令和7年度県債当初予算内訳

(% H H (単位

			会和7年度		会和 6 年度		(中) (十二十二)	(0/ (二)
	1	:	サイド 上		サイドの十分			X.
	×	⟨₹	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
1.	総	務債	7,644,500	5.0	7, 183, 400	4.4	461, 100	106.4
2.	迷	健 債	5,004,600	3.3	930, 300	9.0	4, 074, 300	538.0
3.	শ	境債	727, 200	0.5	520, 000	0.3	207, 200	139.8
4	生活	労働債	3, 767, 200	2.4	2, 934, 800	1.8	832, 400	128.4
5.	農林	水産業債	16, 516, 800	10.7	13, 502, 200	8.3	3,014,600	122.3
6. i	框	工 債	110, 100	0.1	40,800	0.1	69, 300	269.9
7.	上	整備債	70, 241, 300	45.6	74, 913, 600	46.2	\triangle 4, 672, 300	93.8
× .	劉四	察債	12,880,400	8.4	9, 467, 500	5.8	3, 412, 900	136.0
6	教	育債	20,911,200	13.5	21, 591, 600	13.3	\triangle 680, 400	96.8
10.	災害	復旧債	3,530,100	2.3	3, 692, 800	2.3	\triangle 162, 700	95.6
11.	型	貸債	791, 000	0.5	994, 000	0.6	\triangle 203, 000	79.6
12.	臨時則	臨時財政対策債	0	0.0	14, 410, 000	8.9	\triangle 14, 410, 000	0.0
13.	調	整債	11,838,200	7.7	12, 044, 200	7.4	\triangle 206, 000	98.3
	⟨□	11111111	153, 962, 600	100.0	162, 225, 200	100.0	\triangle 8, 262, 600	94.9

前年度と比較して増加額の大きなものは、保健債で、40億7,430万円の増となっています。これは、保健環境研究所整備事業債の増によるものです。 一方、減少額の大きなものは、臨時財政対策債で、144億1,000万円の減となっています。これは 令和6年度から令和8年度までの間、財源不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発 行が認められるもので、地方税の増によるものです。

8

歳出予算 歳出予算の目的別分類は、次のとおりです。

令和7年度一般会計歳出予算

					令和7年度		令和6年度		八十三一,	表 (2)
	蔌		別	•	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{\text{(A)}}{\text{(B)}} \times 100$
1.	1. 議	414		實	3, 231, 084	0.1	2, 993, 926	0.1	237, 158	107.9
2	燊	崧		實	72, 735, 945	3, 3	60, 720, 717	2.8	12, 015, 228	119.8
ი	昳	數		實	251, 415, 480	11.5	244, 150, 346	11.5	7, 265, 134	103.0
4	凞	避		貴	4, 292, 639	0.2	3, 737, 223	0.2	555, 416	114.9
S	5. 生 活	玉米	靊	實	208, 942, 075	9.6	190, 634, 794	9.0	18, 307, 281	109.6
9	丰	林水産業		貴	59, 012, 267	2.7	58, 037, 104	2.7	975, 163	101.7
7.	7. 商	Н		貴	244, 866, 636	11.2	281, 708, 621	13.2	\triangle 36, 841, 985	86.9
∞	账	土糊	備	貴	132, 058, 764	6.0	139, 089, 098	6.5	\triangle 7, 030, 334	94.9
9.	麵	徽		貴	149, 140, 580	6.8	140, 785, 464	6.6	8, 355, 116	105.9
10.	教	恒		實	344, 302, 534	15.7	336, 306, 880	15.8	7, 995, 654	102.4
11.	災害	飯	Ш	實	14, 767, 264	0.7	15, 637, 538	0.7	\triangle 870, 274	94. 4
jı.				•	•				-	

			_	
102.3	109.5	100.0	2 601	102.0
5, 628, 796	(7,085,687)	0	(23, 678, 040)	55, 721, 988
11.6	19.3	0.0	0 001	100.0
247, 170, 979	(37, 403, 055) 410, 888, 030	200, 000	(1,758,575,745)	2, 132, 060, 720
11.6	20.6	0.0	0 001	100.0
252, 799, 775	(44,488,742)		(1,782,253,785)	2, 187, 782, 708
曹	④	實		
争	英田	備	4	
12. 公	神田	14. 予	#	N/A
-:	13.	4		

書は地方消費税清算金及び地方消費税交付金を除く場合である。 山環

この表に示すとおり、構成比においては、諸支出金が20.6%で最も大きく、以下教育費15.7%、 公債費11.6%、保健費11.5%、商工費11.2%、生活労働費9.6%の順になっています。 前年度に比較して増加した主なものは、諸支出金391億2,964万円、生活労働費183億728万円であ り、減少した主なものは、商工費368億4,199万円、県土整備費70億3,033万円です。 増加の主なものとしては、諸支出金は地方消費稅清算金の増、生活労働費は保育給付費負担金の 増が挙げられます。 減少の主なものとしては、商工費は中小企業振興資金融資費の減、県土整備費は水道施設耐震化 等促進費の減が挙げられます。

市町村 地域振興及び県税の賦課徴収に要する経費のほか、 予算の内容は、次のとおりです。 ○総 務 費 この経費は、県の全般的な管理事務、 の振興や防災対策等に要する経費です。

魯 图 6

1	<	令和7年度	掛火	令和6年度	11.4	ŕ	(0)
×1	Ŕ	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A)の35主ばもの	
						一般管理費 15,450,518	0, 518
1. 総 羽	務管理費	32, 667, 708	44.9	26, 395, 045	43.5	人事管理費 10,491,738	1, 738
						諸費 4,123	4, 123, 707
						企画総務費 2,132	2, 132, 485
<	#			070 070	000	地域振興費 6,204	6, 204, 349
년 -	II.	19, 209, (10	10. 5	19, 410, 313	7 .77	情報化推進費 3,050	3, 050, 036
						国際政策推進費 989	989, 824
参	華			2007	1 20	税務総務費 4,700	4, 700, 139
٠. <u>چ</u>	字	16, 161, 035	7.77	10, 007, 700	70.4	賦課徴収費 11,480,956	0,956
4.市馬	市町村振興費	1, 903, 940	2.6	1, 975, 525	3, 3	自治振興費 1,464	1, 464, 604
2.選	举費	2, 679, 232	3.7	111, 967	0.2	選挙管理委員会費 108	108, 936
6. 防	災費	1, 376, 948	1.9	1, 304, 098	2.1	防災総務費 1,044	1,044,204
	111		L	010		統計調査総務費	395, 169
/ · ₩L ⊨	三郎河河	3, 995, 800		810, 761	I. 3	委託統計費 3,597	3, 597, 769
8. 人事	事委員会費	298, 040	0.4	245, 738	0.4	事務局費 287	287, 987
9. 贈 3	查委員費	347, 460	0.5	342, 819	0.6	事務局費 324	324, 057
∜□	+	72, 735, 945	100.0	60, 720, 717	100.0		

47

〇保 健 費 この経費は、県民の健康の保持増進を図るための経費で、主な経費は、医療及び介護保険制度 の施行に要する経費をはじめ、医療確保対策、精神保健対策等に要する経費です。予算の内容 は、次のとおりです。

侞 伀 в 實 儎 硃

(% (単位・千円)

						(単位:十円,	⊤H, %)
12	4	令和7年度	吏	令和6年度	LL.J	の * サナヤスの(^)	6
1	77	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A) (C) (A)	()()
	[a]	一 19 150 569		7 718 605	9 1	保健総務費	6, 823, 005
T	画 当	頁 12, 138, 302 	4.0	(, (16, 095	5.1	保健環境研究所費	4, 747, 631
						健康対策総務費	2, 512, 491
2. 健康	対策	費 9, 543, 277	3.8	9, 659, 320	4.0	保健栄養費	867, 537
						難病等対策費	5, 447, 303
						生活衛生総務費	434, 894
3. 生 活	衛生	費 1,652,469	0.7	2, 135, 768	0.9	食品衛生指導費	233, 705
						結核感染症対策費	738, 539
						医薬総務費	523, 553
承	楽	費 16, 106, 630	6.4	15, 926, 056	6.5	医務費	13, 896, 094
						保健師等指導管理費	1, 435, 602
						医療介護総務費	88, 321, 642
5. 医 療	療介護	費 201,890,832	80.3	199, 708, 347	81.8	国民健康保険連絡調整費	47, 706, 705
						介護費	65, 862, 485
1	世 本	40 069 710	-	0 009 160	0 7	高齢在宅費	3, 675, 187
E		貝 10,005,110		9, 002, 160	5. 1	高齢施設費	6, 068, 135
⟨□	11111111	251, 415, 480	100.0	244, 150, 346	100.0		

○環 境 費 この経費は、環境保全等を図るための経費で、循環型社会の形成、公害対策、廃棄物対策等に 要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

絘 몺 в 實 凞

(単位:千円,

12	<	令和7年度	承	令和6年度	J+n/	4 4 4 5 6 (v)	
₫	R	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	イン・プロール・コント・コント・コント・コント・コント・コント・コント・コント・コント・コント	
						環境総務費	1, 900, 527
1. 環	境費	4, 292, 639 100.0	100.0	3, 737, 223		100.0 環境保全費	803, 781
						廃棄物対策費	1, 092, 757

〇生活労働費 この経費は、生活保護をはじめ、障がい福祉、児童福祉及び県民生活対策に要する経費のほか、 労働力需給の安定確保や職業訓練等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

〉 몺 6 實 讏 斨 ₩

(% (単位:千円,

12	_<	令和7年度	- 本文	令和6年度	中文	4	6
ব	Ä	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A)のフラエぶもの	67
1 1 12 4	十 江 弗	106 060 9	6 6	260 030 7	6 7	県民生活総務費	1, 961, 742
K	Ω	0, 350, 531	o.o	1,000,230	9.0	県民生活対策費	4, 968, 649
14	ŀ	1004		179 090	0 7	福祉総務費	5,048,501
7. 备 合	国河	5, 984, 653	2.9	5, 173, 928	7.7	災害救助費	936, 152
						児童家庭総務費	14,072,352
3. 児童家	家庭 費	76, 924, 561	36.8	67, 334, 446	35.3	児童措置費	55, 797, 783
						児童福祉施設費	5,887,798
						障がい総務費	1, 784, 248
4. 障がい者福祉費	Y 福祉費	65, 201, 196	31.2	60, 100, 832	31.5	障がい在宅費	11, 983, 159
						障がい措置費	50, 709, 742
	ı	990 060 66	0	99 595	17.1	生活保護総務費	2, 902, 844
Ĥ ≅	敗	55, U29, O00	19.0	32, 323, 313	11.1	扶助費	30, 137, 022
6. 社 会 福	福 祉費	12, 533, 154	0.9	11, 636, 408	6.1	子ども等医療対策費	11, 436, 919
7. 労働金	企 画 費	1, 489, 332	0.7	1,878,397	1.0	労働総務費	1,017,334
報	#%	280 136 9	c	4 991 594		職業訓練総務費	1,445,580
	司 禁 貞	0, 251, 901	o. c	4, 551, 524	7.9	職業訓練費	4, 806, 407
9. 失業 太	対策費	357, 369	0.2	368, 247	0.2	雇用促進費	357, 369
10. 労働委	員会費	229, 566	0.1	225, 261	0.1	事務局費	163, 307
<п	111111111111111111111111111111111111111	208, 942, 075	100.0	190, 634, 794	100.0		

○農林水産業費 この経費は、農業、林業、水産業の振興対策及び指導育成等に要する経費です。主な経費は、農業関係では、農業振興、農業坂良普及、畜産振興及び土地改良等に要する経費、林業関係では、森林野備や治山事業に要する経費、水産業関係では、水産業振興や漁港建設に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

몺 8 實 悝 长 林

(% : ∓H, (単位

							,
12	4	令和7年度	本人	令和6年度	対	のようなようながら	
⊴	K	当初予算(A) 構成比	構成比	当初予算(B)	構成比	(A)のフラエオもの	
1 ##-	■ 本本 本 来 少 里 申 中 小 元 来 分 元 申	0 130 678	0 41	0 838 958	16.0	農林水産業総務費 5,3	5, 302, 183
1.质件、	小压米正回过	10, 150, 010	7.,7	9, 000, 700		農山漁村振興費 2,8	2,836,678
						農業総務費 4,	4, 478, 460
2. 醲	業	12, 340, 064	20.9	11, 729, 257	20.2	園芸振興費 3,(3,026,226
						水田農業振興費 4, {	4, 508, 485
							Į)

49

		100.0	58, 037, 104 100. 0	100.0	59, 012, 267 100.0		1111111	ÞП
837, 78	漁港建設費							
3, 839, 92	11.5 水産業振興費		6, 652, 554	11.0	6, 503, 232	黄	産業	6. 木
1,042,37	水産業総務費							
3, 255, 74	森林環境費							
4,403,10	治山費		15, 055, 003		12, 302, 403	K	K	
2, 800, 34	森林整備費	3 66	19 655 860	91.0		華	#	‡ L
1, 451, 33	林業総務費							
12, 957, 30	農村整備費	24.6	14, 257, 176	24.9	14, 659, 365	費	報	4. 農
1, 586, 03	畜産振興費	3.3	1, 903, 990	4.1	2, 446, 469	: 費	産業	3. 歐

.44 .71 .24

89

32 32 46 07

〇商 エ 費 この経費は、商業、鉱工業及び観光の振興を図るための経費で、主な経費は、中小企業者への資 金融資、小規模事業者の経営指導、先端成長産業の育成・集積等に要する経費です。予算の内容 は、次のとおりです。

魯 图 6 實 Η 恆

₩ Щ (単位

		100.0	281, 708, 621 100.0	100.0	244, 866, 636 100. 0		1111111	∢□
3,901,326	1.4 観光費		3, 862, 376	1.6	3, 901, 326	費	米	3. 観
1,936,528	企業立地対策費							
2, 489, 878	工鉱業振興費	2.5	7, 069, 637	3.0	7, 325, 125	曹	新業	2. T
1,992,004	工鉱業総務費							
5, 257, 351	商業振興費		210, 110, 000			K	*	1. 何
228, 189, 114	商業総務費	1 90	809 922 026	V 30	933 640 18E	華	#	4
上、よりグ		構成比	当初予算(B)	構成比	当初予算(A)			<u> </u>
サかまの	のまなますらの(^)	本文	令和6年度	卒	令和7年度			ľ
(0) (11 : 計十)	+							

○県土整備費 この経費は、生活環境関連社会資本の整備拡充及び県土保全を図るための経費で、主な経費は 道路新設改良をはじめ、橋りょう新設改良、道路維持、河川改良、港湾建設、街路事業、公園整備、公営住宅の建設及び水資源対策等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

图 6 H 账

(無)

					(早仏: 丁闩,	1, 70)
\(\frac{1}{2}\)	令和7年度	女	令和6年度	11.7	@ * * * * * * * (V)	
	当初予算(A) 構成比	構成比	当初予算(B) 構成比	構成比	(A) 7/王G ((A) (A)	
1 国上數無公正典			4 140 059	0 6	具土整備総務費 3,1	2, 561, 023
1. 乔上销铺 计回复	4, 241, 690	9.6	4, 140, 955	9.0	建築総務費 1,	1, 305, 209
					道路橋りよう総務費 5,(5,044,270
					道路維持費 6,	6, 921, 563
2. 道路橋りょう費	60, 957, 745	46.2	59, 926, 056		43.1 道路新設改良費 42,	42, 067, 471
					橋りよう維持費 5,4	5, 558, 604
					橋りょう新設改良費 1,5	1, 365, 837
Ī						

檘

		100.0	139, 089, 098	100.0	132, 058, 764	1111111	∜□
39, 707	水道整備費	÷.	9, 991, 119		511, 401	虽然 / 3 / / / 人	٥٠ کار . ٥
277, 700	水資源開発促進費	-	821 293 3	6 0	207 216	年	~ <u>}</u>
2, 551, 421	県営埠頭施設整備運 営事業費	0.8	1, 199, 988	1.9	2, 551, 421	県 営 埠 頭 施 設 整備運営事業費	原量・7
5, 557, 145	住宅建設費	4.4	6, 193, 238	4.5	5,883,641	宅 費	6. ₾
2, 165, 334	流域下水道事業費						
3,808,168	公園費	17.1	11,001,419	0.71	10, 043, 040	Ħ	⊕
7, 301, 863	街路事業費	5	027 269 21			H H H	444
2, 719, 193	都市計画総務費						
3, 578, 668	港湾建設費	3.3	4, 540, 761	3.4	4, 422, 110	湾費	4. 港
779, 382	海岸保全費						
7, 295, 509	砂防費	7.07	59, 000, 440		51, 056, 090	<u>t</u>	E
24, 101, 919	河川改良費	00	00 000 44	000		三 消 明	対
4,821,510	河川総務費						

ご、主な経費は、 おりです。 12 ○警 察 費 この経費は、県民生活の安全を守り、公共の秩序を維持するために要する経費[・] 道路交通安全施設の整備及び警察行政等に要する経費です。予算の内容は、次の。

魯 K 6 實 狱

	100.0	140, 785, 464 100. 0	100.0	149, 140, 580 100. 0	11111111	√□	
交通指導取締費 857,330							
2.4 刑事警察費 1,059,038		3, 336, 438	2.4	3, 626, 068	活動費	2. 警察活	\mathcal{O}
一般警察活動費 1,709,700							
運転免許費 2,389,446							
警察施設費 18,248,989	0.16	151, 443, 020	0.16		Ħ	Jui	-
装備費 2, 496, 131	9 20	137 449 096	9 20	145 514 519	5 田	1 鞍 饭 炉	-
警察本部費 122, 318, 705							
(れが)ら生はもの	構成比	当初予算(B)	構成比	当初予算(A) 構成比	7	₫	
(^)のらた十むもの	本文	令和6年度	吏	令和7年度	4	12	
(単位:千円,%)							
(70 日十・少正)							

○教 育 費 この経費は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等の学校教育をはじめ、社会教育を含めた広範な教育振興を図るための経費です。主な経費の内容は、小・中学校、高等学校等の教職員の人件費が大半を占めています。また、教育内容充実のための教育施設の整備費、私学教育の振興を図るための補助金、放課後対策を進めるための補助金等が含まれています。予算の内容は、次のとおりです。

51

(% (単位:千円,

絘

몺

6

實

						(早仏: 十円,	十円, %)
ŀ	4	令和7年度	本	令和6年度	批	(人)のなな仕なまの	6
1	7	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A) (A) (A)	
						事務局費	3, 405, 232
						教職員人事費	11, 630, 331
1. 教育	育総務費	41, 152, 872	11.9	41, 339, 312	12.3	教育振興費	25, 541, 697
						福利厚生費	275, 136
						教育センター費	244, 426
2.1	学校費	84, 578, 941	24.6	81, 060, 051	24.1	教職員費	84, 578, 941
3. 中、5	学校費	48, 974, 431	14.2	47, 245, 308	14.1	教職員費	48, 936, 098
						高等学校総務費	49, 773, 976
4. 高 等	幹学校費	68, 462, 511	19.9	68, 001, 179	20.2	全日制高等学校管理費	4, 309, 871
						学校建設費	13, 528, 821
- At DI	1 年三十啓沙大華	22 25 232		99 997 191	9 0	特別支援学校費	19, 403, 185
O. 作列.	人饭子仪具	21, 193, 231	0.1	26, 651, 151	0.0	特別支援学校建設費	5,850,540
						社会教育総務費	2, 454, 878
6. 社 会	於教育費	4,660,913	1.4	4,003,517	1.2	社会教育施設費	682, 598
						図書館費	656, 794
						保健体育総務費	922, 304
7.保健	健体育費	2, 700, 993	0.8	2, 835, 990	0.8	体育振興費	638, 667
						体育施設費	1, 140, 022
						女子大学費	1, 513, 676
×. ×.	小	5, 932, 860	1.7	5, 195, 983	1.5	歯科大学費	2, 385, 486
						県立大学費	2,007,621
9. 私 立	12学校費	59, 716, 530	17.3	57, 492, 661	17.1	私立学校振興対策費	59, 708, 438
10. 青	少年費	369, 246	0.1	295, 748	0.1	青少年育成費	369, 246
đΠ	11111111	344, 302, 534	100.0	336, 306, 880	100.0		

○災害復旧費 この経費は、耕地及び土木施設等の災害復旧に要する経費です。予算の内容は、次のとおりで す。

傚 몺 6 實 四 復 鉄

			l		
	100.0	15, 637, 538 100. 0	100.0	14, 767, 264 100.0	中
	68, 973 0. 4	68, 973	_	_	3. 庁 舎 等 3. 災害復旧費
59.2 河川等災害復旧費 5,430,171		9, 252, 171	40.6	5, 993, 223	2. 土 木 施 設 2. 災 害 復 旧 費
6,316,394 40.4 耕地災害復旧費 6,946,546	40.4	6, 316, 394	59. 4	8, 774, 041 59, 4	1.災害復旧費
(れが)の主はもの	構成比	当初予算(B)	構成比	当初予算(A) 構成比	
+ + × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	中文	令和6年度	进入	令和7年度	1
(単位: 十円, %)					

- ○その他の経費 (1) 議 会 費 この経費は、
- すが 県議会の議会活動に必要な経費
- (2)

一時借入金の支払利息及び県債発行に要す 県債の元利償還に要する経費、 2)公債費この経費は、経費です。

(3) 諸支山の この経費は、北九州市及び福岡市に対する個人県民税所得割交付金 5億222万円、市町村に この経費は、北九州市及び福岡市に対する個人県民税所得割交付金55億9,404万円、市町村に 対する科子割交付金 3億8,258万円、市町村に対する社人事業税交付金149億4,810 対する株式等譲渡所得割交付金75億5,387万円、市町村に対する法人事業税交付金149億4,810 万円、都道府県の地方消費税清算金2,649億1,014万円、市町村に対する地方消費税交付金 1,406億1,878万円、ゴルフ場利用税交付金 7億3,594万円、北九州市及び福岡市に対する軽油 引取税交付金110億4,907万円、市町村に対する環境性能割交付金37億2,292万円等です。

予備 (4)

予算外の支出又は予算超過に充てるための経費です この経費は、 これを経費の性質別に分類すると次のとおりです 以上が目的別の経費の内訳ですが、

令和 7 年度一般会計歲出予算性質別内容

H. H. (単位

						会和7年度	11-11	今和 6 年度	J) -ri	(() () ()
						7 - 41.51	×	71 0 41:11	,	Ž	
			' '	尔		当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{\text{(A)}}{\text{(B)}} \times 100$
1.	\prec		#		黄	397, 873, 481	18.2	395, 002, 011	18.5	2, 871, 470	100.7
2.	極		#		實	60, 574, 969	2.8	55, 901, 564	2.6	4, 673, 405	108.4
3.	業	柞	舞	絅	曹	4, 210, 510	0.2	3,801,658	0.2	408,852	110.8
4.	共		田		貫	59, 945, 521	2.7	58, 198, 086	2.7	1, 747, 435	103.0
5.	無	田		無	排	909, 186, 751	41.6	836, 530, 188	39.3	72, 656, 563	108.7
6. 捡	找	渔	釲	粱	貫	228, 125, 820	10.4	227, 908, 400	10.7	217, 420	100.1
-	\mathcal{L}	非	普通建	設事	業費	213, 359, 326	9.7	212, 271, 498	10.0	1,087,828	100.5
	(n)	災	災害復旧	田 華 業	等 費	14, 766, 494	0.7	15, 636, 902	0.7	\triangle 870, 408	94. 4
7.	∜		讏		實	252, 359, 840	11.5	246, 880, 947	11.6	5, 478, 893	102.2
8.	投資	¥ Ø	5	四	他	340,956	0.0	428,048	0.0	\triangle 87,092	79.7
9.	積		村		④	14, 258, 061	0.7	9, 269, 571	0.4	4, 988, 490	153.8
10. 1	2m(₽		④	227, 426, 399	10.4	264, 283, 171	12.4	\triangle 36, 856, 772	86.1
11. Á	繰		丑		④	33, 280, 400	1.5	33, 657, 076	1.6	\triangle 376, 676	98.9
12.	*		備		小	200,000	0.0	200,000	0.0	0	100.0
	`	<п	ПП	11111111		2, 187, 782, 708	100.0	2, 132, 060, 720	100.0	55, 721, 988	102.6

P 主な区分の前年度当初予算との比較は、次のとおりです。 補助費等は、県税等の増収に伴う市町村に対する交付金の増等により726億5,656万円の増と なっています。 普通建設事業費は、補助公共事業費、直轄事業負担金で68億67万円の減、県単独公共事業費 78億8,850万円の増となっています。 公債費は、県債元金償還金の増により、54億7,889万円の増となっています。 補助公共事業費、直轄事業負担金で68億67万円の減、県単独公共事業費

五 特別会計

令和7年度における地方公営企業法の適用を受けない特別会計は、14会計あります。これらの特別会計の予算状況は、次のとおりです。

令和7年度特別会計予算

(単位:千円)

							当	子	(年仏:十円) 差 引
	(H	A14	1111111	公			令和7年度(A)	令和6年度(B)	(A) - (B)
展	赵	胆	翷	華	1.18	④	411, 141	17, 512	393, 629
\langle 4		人	~	袻		聞	659, 756, 773	525, 610, 495	134, 146, 278
#	亩	돧	撒	歐	崋	④	34, 210	22, 311	11, 899
H	出	女	嵌	硃	n1/	筬	445, 570, 016	457, 024, 929	\triangle 11, 454, 913
母	子 父 子	淟	婦福祉資	金貸付事業	中	継	265, 906	433, 715	\triangle 167, 809
×	侀	教	倒	掛	1 121	④	7, 510	722	6, 788
就	農	濲	倒	紅	#	継	17, 499	29, 041	\triangle 11, 542
些	順	*	担	松	#	継	308, 854	314, 595	\triangle 5, 741
*	業及	海河	④	男成	#	継	33, 623	89, 148	\triangle 55, 525
沿	岸漁	業及	華資金	田	及	業	98, 416	61,045	37, 371
小	見模企業	者等該	小規模企業者等設備導入資金貸付事業	資金貨	1000年	継	375, 750	394, 098	△ 18, 348
\langle	半	地	行	取	#	継	2, 721	202	2, 519
些	車車	頭施記	設 整 備	删	車	継	12, 920, 291	13, 459, 729	△ 539, 438
刊		₩	"	廸		型	6, 870, 321	6, 843, 565	26, 756
		∢□	11111111				1, 126, 673, 031	1, 004, 301, 107	122, 371, 924

入歳出予算の状況 半期歲 1 年度 9 令和 \circ

۲ 公表 3 「福岡県財政事情」 明いたします。 の説 月で 年12J つい、 9 13 、 令和政状况 ましては、半期の財子 行りず、後属下学の次、 度上半期の財政状況に 2、今回は、令和6年 度の歳入歳出予算は、 年度. するが、単 4)

年度予算の対前年度比較 ဖ

E 単位

(1 12		八十二十二十四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	令和6年度	令和5年度	开	較
R	上十朔 广 异 银	一十朔丁年頃	最終予算額(A) 最終予算額(B	最終予算額(B)	(A) $-$ (B) $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
一般会計	2, 289, 892, 158	210, 589, 461	210, 589, 461 2, 500, 481, 619 2, 434, 126, 023	2, 434, 126, 023	66, 355, 596	102.7
特別会計	1, 006, 590, 801	36, 989, 606	36, 989, 606 1, 043, 580, 407 1, 002, 339, 443	1, 002, 339, 443	41, 240, 964	104.1
七	3, 296, 482, 959	247, 579, 067	247, 579, 067 3, 544, 062, 026 3, 436, 465, 466	3, 436, 465, 466	107, 596, 560	103.1

含む。 び事故繰越額を 繰越明許費繰越額及 年度最終予算額には 5 上半期予算額及び令和

算算し 3 -2 兆2,898億9,216万円、特別会計 1 兆65億9,080万回行った結果、前年度からの繰越事業を含めた最終特別会計 1 兆435億8,041万円となり、前年度の最終7%の増、特別会計412億4,096万円4.1%の増となり おが、着質は、観に

松 W 円織. 77 議決の 画。 のす 8会に提案し、議分によったものです でよったものです で高裁判所裁判官の |月の各定例県議会 |知事の専決処分は |の総選挙及び最高 月、2) たため 院議員の

ただ

を告・と支 | | する経費 | 国会の勧告 | し、医療 | り組むと | 賃金等の 指置しました。 指う人材の確 にた。また、 国の補正予算 い価格高騰を いた方などにを 措をま、等ればなり、 た。、 放立川、2000年分のため、 なお、下半期における補正予算 立したものですが、10月の補正予 9月補正予算では、衆議院の解 並びにこれらの啓発に要する経費 10月補正予算では、福岡県議会 12月補正予算では、福岡県議会 相置するとともに、県議会議員補 に基づく給与改定により給与関係 福祉施設、地域公共交通事業者等 もに、旧優生保護法に基づく不妊 おに向けた対応に要する経費を結 をい、在優生保護法に基づく不妊 をして、年度内に措置するとして、年度内に措置するとして、年度内に措置するともに、 2月補正予算では、開め 第2月 2月補正予算では、国の補正予 会支援、先端技術産業の振費を措置するとの種にす

全緊算 長と特続可能性の追求、安全 投害を受けた畜産農家への緊 令和6年度の最終補正予算 ・発展がある後によって、、ました。 fの成長・身 -スキン病の た。併せて を行いまし 地ラ置

中報

22

1 一般会計 (1) 歳入予算 令和6年度下半期における補正予算の状況は、次のとおりです。

令和6年度一般会計歲入予算

(単位:千円,%)

M	5 分	上半期予算額 (A)	9月補正 (追加提案)	10月補正 (専決)	12月補正 (追加提案含む)	2月補正 (追加提案含む)	下半期予算額 (B)	最終予算額 (A) + (B)	構成比
1. 県	. 税	742, 396, 877	0	0	0	57, 062, 136	57, 062, 136	799, 459, 013	32.0
2. 岩能	1方消費稅. 算金	248, 087, 611	0	0	0	5, 777, 427	5, 777, 427	253, 865, 038	10.2
3. 居	力讓与稅	101, 402, 547	0	0	0	13, 593, 309	13, 593, 309	114, 995, 856	4.6
-4 当公	1 方 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	13, 374, 898	0	0	0	103, 467	103, 467	13, 478, 365	0.5
5. 港	力交付税	294, 857, 281	0	0	8, 189, 981	22, 299, 823	30, 489, 804	325, 347, 085	13.0
公年	交通安全対策 特別交付金	1,041,562	0	0	0	0	0	1, 041, 562	0.0
公便.7	・抽金及び相	5, 498, 118	0	0	0	1, 034, 372	1, 034, 372	6, 532, 490	0.3
8 食中	: 無数を以 数 巻	16, 747, 365	0	0	0	△ 839, 273	△ 839, 273	15, 908, 092	0.6
. 6	庫文出金	278, 998, 283	2, 516, 636	0	10, 320, 257	50, 119, 015	62, 955, 908	341, 954, 191	13.7
10. 財	· 産収入	2,987,922	0	0	0	△ 54,357	△ 54, 357	2, 933, 565	0.1
11.		360, 538	0	0	0	△ 41, 218	△ 41, 218	319, 320	0.0
12. 繰	人	58, 195, 362	0	0	0	21, 149, 742	21, 149, 742	79, 345, 104	3.2
13. 繰	越	50, 775, 859	0	85, 101	2, 181, 229	1, 290, 244	3, 556, 574	54, 332, 433	2. 2
14. 諸	; IQ A	285, 565, 135	0	0	0	1, 463, 902	1, 463, 902	287, 029, 037	11.5
15. 県	: (債	189, 602, 800	0	0	0	14, 337, 668	14, 337, 668	203, 940, 468	8.1
∢□	- -	2, 289, 892, 158	2, 516, 636	85, 101	20, 691, 467	187, 296, 257	210, 589, 461	2, 500, 481, 619	100.0
(洪)		* ドー・ はまま は は は は は ま は ま は ま は ま は ま は ま は	編批田許費總越額及八重扮總越額を会む	批雑な形が重お	編却類か会が	ے			

繰越明許費繰越額及び事故繰越額を含む。

令和6年度一般会計歳入予算の対前年度比較

(単位:千円,%)

							: 本 (十円, %)
	1	:	令和6年度	掛入	令和5年度] V	出	較
	×1	Ħ	最終予算額(A)	構成比	最終予算額(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
1. 県		税	799, 459, 013	32.0	746, 029, 322	30.6	53, 429, 691	107.2
2. 格	方 消	費稅清算金	253, 865, 038	10.2	240, 217, 722	9.6	13, 647, 316	105.7
3. 居	七	譲 与 税	114, 995, 856	4.6	101, 175, 428	4.2	13, 820, 428	113.7
Ă	力	倒 次 付 金	13, 478, 365	0.5	2, 661, 563	0.1	10, 816, 802	506. 4
5. 格	书	公	325, 347, 085	13.0	311, 406, 798	12.8	13, 940, 287	104.5
6. 交〕	通安全対	交通安全対策特別交付金	1, 041, 562	0.0	1, 263, 007	0.1	\triangle 221, 445	82. 5
7. 汾	型金	及び負担金	6, 532, 490	0.3	6, 238, 385	0.3	294, 105	104.7
8. 使	東	及び手数料	. 15, 908, 092	0.6	15, 587, 299	0.6	320, 793	102.1
9.	世	大 田 俄	341, 954, 191	13.7	365, 820, 439	15.0	\triangle 23, 866, 248	93. 5
10. 财	捯	収入	2, 933, 565	0.1	7, 152, 971	0.3	\triangle 4, 219, 406	41.0
11. 寄		附金	319, 320	0.0	88, 671	0.0	230, 649	360. 1
12. 繰		人	79, 345, 104	3.2	59, 670, 939	2.5	19, 674, 165	133.0
13. 繰		越金	54, 332, 433	2.2	58, 852, 519	2.4	\triangle 4, 520, 086	92.3
14. 諸		収入	287, 029, 037	11.5	305, 378, 643	12.5	\triangle 18, 349, 606	94. 0
15. 県		債	203, 940, 468	8.1	212, 582, 317	8.7	\triangle 8, 641, 849	95.9
	√□	1111111	2, 500, 481, 619	100.0	2, 434, 126, 023	100.0	66, 355, 596	102.7

その主な内容は、次のとおりです。

22

〇県 税 県税は、前年度より534億2,969万円増加し、最終予算は7,994億5,901万円となり、歳入予算総額 の32.0 %を占めています。これを税目別に前年度と比較すると、次のとおりです。

令和6年度県税予算状況

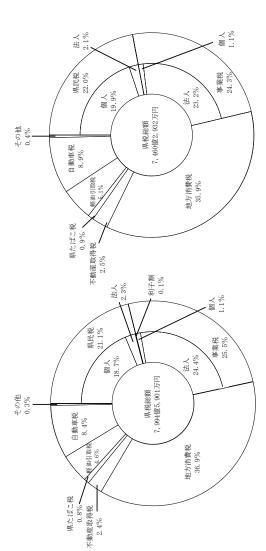
(% (単位:千円,

L			ſ					(単位:	Т
	1			令和6年度	度	令和5年度	度	丑	較
	X	<i>A</i>		最終予算額(A)	構成比	最終予算額(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
些		出	税	168, 189, 374	21.1	163, 982, 544	22.0	4, 206, 830	102.6
	画		\prec	149, 184, 886	18.7	147, 897, 079	19.9	1, 287, 807	100.9
	郑		\prec	18, 530, 303	2.3	15, 794, 874	2.1	2, 735, 429	117.3
	₩	٣	垂	474, 185	0.1	290, 591	0.0	183, 594	163.2
#		継	斑	203, 734, 356	25.5	180, 825, 636	24.3	22, 908, 720	112.7
	画		\prec	8, 479, 951	1.1	8, 054, 030	1.1	425, 921	105.3
	郑		\prec	195, 254, 405	24.4	172, 771, 606	23. 2	22, 482, 799	113.0
型	力	消費	税	294, 817, 017	36.9	268, 027, 568	35.9	26, 789, 449	110.0
	繿	韺	副	173, 343, 278	21.7	143, 496, 369	19.2	29, 846, 909	120.8
	紅	黎	重	121, 473, 739	15.2	124, 531, 199	16.7	\triangle 3, 057, 460	97.5
\vdash	働	産 取 得	斑	19, 052, 636	2.4	18, 972, 551	2.5	80,085	100.4
账	7	刀	斑	6, 642, 737	0.8	6, 714, 181	0.9	△ 71, 444	98.9
Π̈́	グ	, 場利用	斑	1,057,992	0.1	1,060,775	0.1	△ 2,783	99. 7
犚	共	引取	税	36, 977, 275	4.6	37, 961, 111	5.1	△ 983, 836	97.4
Ш	動	車	税	66, 918, 793	8.4	66, 328, 340	8.9	590, 453	100.9
戭		M	税	4, 949	0.0	4,903	0.0	46	100.9
)	丰	通 税 計)	797, 395, 129	99.8	743, 877, 609	99. 7	53, 517, 520	107.2
茶		猟	税	18,612	0.0	18,720	0.0	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	99. 4
涶	無	廃棄物	斑	194, 973	0.0	210, 267	0.0	\triangle 15, 294	92.7
型		识	斑	1,848,667	0.2	1,711,783	0.3	136, 884	108.0
)	Ш	的 税 計)	2, 062, 252	0.2	1,940,770	0.3	121, 482	106.3
⊞	動	車	税	1,632	0.0	4, 161	0.0	△ 2, 529	39.2
Ш	働	車 取 得	斑	0	0.0	206, 782	0.0	△ 206, 782	皆減
$\overline{}$	日法に	による税言	計)	1,632	0.0	210,943	0.0	\triangle 209, 311	0.8
	⟨□	1		799, 459, 013	100.0	746, 029, 322	100.0	53, 429, 691	107.2

駡 共 赵 蘺 в 宏 账

令和6年度

令和5年度



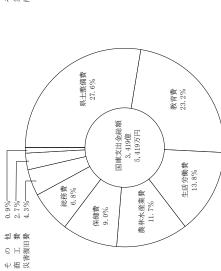
○地方交付税 地方交付税は、前年度より139億4,029万円増加し、最終予算は3,253億4,709万円となり、歳入予 算総額の13.0%を占めています。その内訳は、普通交付税3,213億4,709万円、特別交付税40億円で す。

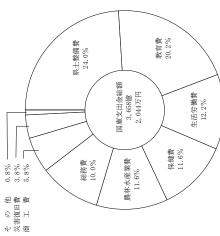
〇国庫支出金 国庫支出金は、前年度より238億6,625万円減少し、最終予算は3,419億5,419万円となり、歳入予 算総額の13.7%を占めています。 目的別構成を前年度と比較すると、次のとおりです。

国庫支出金の目的別構成状況

令和6年度

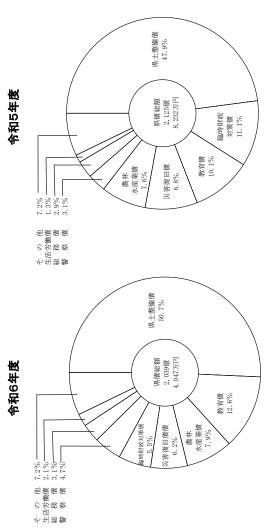






〇県 債 県債は、前年度より86億4,185万円減少し、最終予算は2,039億4,047万円となり、歳入予算総額 の8.1%を占めています。 目的別構成を前年度と比較すると、次のとおりです。

误 茶 松 雗 洒 宏 Ш в 氟 账



3

歳出予算 令和年6度下半期における補正予算の状況は、次のとおりです。

令和6年度一般会計歲出予算

j	77										
(%	構成比	0.1	4.0	10.9	0.1	8.7	3.6	12.0	10.4	5.8	14. 4
(単位:千円,	最終予算額 (A) + (B)	3, 034, 708	101, 178, 826	273, 323, 852 10. 9	3, 676, 376	216, 870, 663	88, 552, 306	298, 996, 375 12. 0	259, 015, 532 10. 4	143, 873, 586	359, 156, 845 14. 4
)	下半期予算額 (B)	20,049	37, 789, 504	19, 589, 305	△ 252, 735	20, 754, 343	9, 785, 098	8, 394, 458	34, 402, 318	2, 901, 846	13, 223, 608
	2月補正 (追加提案含む)	1,480	719, 874 34, 467, 893	15, 271, 653	43, 667 \triangle 296, 402	998, 778 19, 755, 565	8, 599, 528	5, 262, 186	297, 776 34, 104, 542	$3,267,868 \triangle 366,022$	6, 514, 167
	12月補正 2月補正 (追加提案含む) (追加提案含む)	18, 569	719, 874	4, 317, 652 15, 271, 653	43, 667		1, 185, 570 8, 599, 528	3, 132, 272 5, 262, 186			0 6,709,441 6,514,167
	10月補正 (専決)	0	85, 101	0	0	0	0	0	0	0	0
	9月補正 (追加提案)	0	2, 516, 636	0	0	0	0	0	0	0	0
	上半期予算額 (A)	3, 014, 659	63, 389, 322	費 253, 734, 547	3, 929, 111	196, 116, 320	農林水産業費 78,767,208	費 290, 601, 917	費 224, 613, 214	費 140, 971, 740	費 345, 933, 237
		華	實	費	氰	黄	業	實		費	亁
	æ	414	崧	餫	嘭	活労働	大雕	Н	整 備	쬾	K m
						.ππ	12				
	M	繼	2 。 意	3. 保	4. 凝	5. 生泡	6. 農林	7. 商	軍	9. 嘘	10. 教

中報

11. 災害復旧費 30,561,874	0 0	0 \ \ \ 2,080,573	$0 \triangle 2,080,571 \triangle 2,080,571$	28, 481, 303 1.1
費 247, 170, 979 0	0	0 \\ \tau 1, 558, 72.	$0 \triangle 1,558,721 \bigcirc 1,558,721$	245, 612, 258 9.8
13. 諸 支 出 金 410,888,030 0	0	0 67, 620, 959		67, 620, 959 478, 508, 989 19. 1
0	0	0	0	200,000 0.0
2, 289, 892, 158 2, 516, 636	85, 101 20, 69	91, 467 187, 296, 257	7 210, 589, 461	85, 101 20, 691, 467 187, 296, 257 210, 589, 461 2, 500, 481, 619 100.0

(注) 上半期予算額には、繰越明許費繰越額及び事故繰越額を含む。

令6年度一般会計歳出予算の対前年度比較

当位・千田 %)

								- : 四由)	十円, %)
	1	:		令和6年度	±×	合和5年度	14-1/	귚	較
	×	分		最終予算額(A)	構成比	最終予算額(B)	構成比	(A) – (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
1. 議		414	革	3, 034, 708	0.1	3, 073, 836	0.1	△ 39, 128	2 '86
2. 総		쓣	黄	101, 178, 826	4.0	93, 696, 461	3.9	7, 482, 365	108.0
3. 徐		餫	軒	273, 323, 852	10.9	288, 601, 864	11.9	\triangle 15, 278, 012	94.7
4. 類		遊	曹	3, 676, 376	0.1	3, 518, 393	0.1	157, 983	104.5
5. 佳	扭	张	働費	216, 870, 663	8.7	206, 971, 046	8.5	9, 899, 617	104.8
6. 漂	*	大雕	業	88, 552, 306	3.6	94, 873, 585	3.9	\triangle 6, 321, 279	93. 3
7. 商		Н	曹	298, 996, 375	12.0	334, 293, 723	13.7	\triangle 35, 297, 348	89.4
8. 漂	+1	翻	備費	259, 015, 532	10.4	250, 198, 451	10.3	8, 817, 081	103.5
9.		翐	亁	143, 873, 586	5.8	135, 000, 266	5.5	8, 873, 320	106.6
10. 教		御	曹	359, 156, 845	14.4	329, 226, 021	13.5	29, 930, 824	109.1
11. 災	[I	筤	田	28, 481, 303	1.1	33, 173, 803	1.4	\triangle 4, 692, 500	85.9
12. 公		重	曹	245, 612, 258	9.8	238, 918, 905	9.8	6, 693, 353	102.8
13. 諸	₽X	丑	创	478, 508, 989	19.1	422, 379, 669	17.4	56, 129, 320	113.3
14. 予		備	費	200, 000	0.0	200, 000	0.0	0	100.0
	⟨□	11111111		2, 500, 481, 619	100.0	2, 434, 126, 023	100.0	66, 355, 596	102.7

その主な内容は、次のとおりです。

線〇

装出やん。 下半期の補正額は、377億8,950万円の増で、最終予算額は、1,011億7,883万円となり、歳出算総額の4.0%を占めています。これを前年度と比較すると、74億8,237万円、8.0%の増とないますが、この主なものは、<u>衆議院議員総選挙及び知事選挙費の増</u>によるものです。

費 ປ 0年

なっ , 931万円の増で、最終予算額は、2, 733億2, 385万円となり、歳出予す。これを前年度と比較すると、152億7, 801万円、5. 3%の減となっ、医療提供体制強化費の減によるものです。 下半期の補正額は、195億8,9 算総額の10.9%を占めています。 ていますが、この主なものは、

實 ○ 環 境

歳出予算総 ッかっていま 下半期の補正額は、2億5,274万円の減で、最終予算額は、36億7,638万円となり、歳出予額の0.1%を占めています。これを前年度と比較すると、1億5,798万円、4.5%の増となっすが、この主なものは、具有施設太陽光発電設備整備費の増によるものです。

〇生活労働費

搬田予 となった 日こなり、4.8%の塩。 下半期の補正額は、207億5,434万円の増で、最終予算額は、2,168億7,066万円となり 算総額の8.7%を占めています。これを前年度と比較すると、98億9,962万円、4.8%の特 いますが、この主なものは、<u>教育・保育給付費負担金の増</u>によるものです。

○農林水産業費

下半期の補正額は、97億8,510万円の増で、最終予算額は、885億5,231万円となり、歳出予算総額の3.6%を占めています。これを前年度と比較すると、63億2,128万円、6.7%の減となっていますが、この主なものは、農業機械・施設災害復旧支援費の減によるものです。

實 回

歳出予算

出予算 〇県土整備費 下半期の補正額は、344億232万円の増で、最終予算額は、2,590億1,553万円となり、 総額の10.4%を占めています。これを前年度と比較すると、88億1,708万円、3.5%の増 ますが、この主なものは、河川総合流域防災事業費の増</mark>によるものです。

實 ○警 察

下半期の補正額は、29億185万円の増で、最終予算額は、1,438億7,359万円となり、歳出予算総額の5.8%を占めています。これを前年度と比較すると、88億7,332万円、6.6%の増となっていますが、この主なものは、警察施設新営費の増によるものです。

○数

0 歲出予 下半期の補正額は、132億2,361万円の増で、最終予算額は、3,591億5,685万円となり、歳出予算総額の14.4%を占めています。これを前年度と比較すると、299億3,082万円、9.1%の増となていますが、この主なものは、<u>教職員の人件費等の増</u>によるものです。

○災害復旧費

歳出予算総 下半期の補正額は、20億8,057万円の減で、最終予算額は、284億8,130万円となり、歳出予額の1.1%を占めています。これを前年度と比較すると、46億9,250万円、14.1%の減となっ、ますが、この主なものは、河川等災害復旧費の減によるものです。

\ \ \ \ \

下半期の補正額は、15億5,872万円の減で、最終予算額は、2,456億1,226万円となり、歳出予算 総額の9.8%を占めています。これを前年度と比較すると、66億9,335万円、2.8%の増となってい ますが、この主なものは、<u>界債元金償還金の増</u>によるものです。

〇諸支出金 下半期の補正額は、676億2,096万円の増で、最終予算額は、4,785億899万円となり、歳出予算 総額の19.1%を占めています。これを前年度と比較すると、561億2,932万円、13.3%の増となっ ていますが、この主なものは、<u>財政調整基金特別会計繰出金の増</u>によるものです。

次のとおりです。 最終予算を性質的に分類し、前年度と比較すると、

令和 6 年度一般会計歳出予算対前年度比較

% 4 (単位

											(単位:千円,	-Н, %)
							令和6年度	1 11 1X	令和5年度	却入	羽	較
		<u> × </u>		尔			最終予算額(A)	構成比	最終予算額(B)	構成比	(A) – (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
	\prec		4	世		實	406, 777, 663	16.3	377, 546, 799	15.5	29, 230, 864	107.7
義 務	社	44		张 一	迪	貫	373, 411, 306	14.9	354, 632, 503	14.6	18, 778, 803	105.3
的 経 費	Ŕ		真	Julium/		實	245, 351, 000	9.8	238, 685, 010	9.6	6, 665, 990	102.8
	÷					11111111	1, 025, 539, 969	41.0	970, 864, 312	39.9	54, 675, 657	105.6
投		浬	建設	事	無	實	374, 949, 498	15.0	354, 125, 587	14.5	20, 823, 911	105.9
資 的	\approx	[後	₩	業	曹	28, 480, 575	1.1	33, 173, 037	1.4	\triangle 4, 692, 462	85.9
経費	Ź					11111111	403, 430, 073	16. 1	387, 298, 624	15.9	16, 131, 449	104.2
	N		6		割		1,071,511,577	42.9	1, 075, 963, 087	44.2	△ 4, 451, 510	96. 6
	<□				111111111		2, 500, 481, 619 100. 0	100.0	2, 434, 126, 023 100. 0	100.0	66, 355, 596	102.7

五 特別会計

これらの下半期に 令和6年度の特別会計は、地方自治法に基づき設置された14会計があります。 おける補正予算の内訳は、次のとおりです。

令和6年度特別会計予算

(単位:千円)

					ŀ					(十二: 十二)
	44	1111111	各			上半期予算額 (A)	12月補正	2月補正	下半期予算額 (B)	最終予算額 (A) + (B)
	財政	贈 2	翻	幽	④	17, 512	0	24, 052, 113	24, 052, 113	24, 069, 625
	巜	重	御		型	525, 610, 495	0	\triangle 1, 162, 651	\triangle 1, 162, 651	524, 447, 844
11 万	上	犎	凝	崋	倒	22, 311	0	8, 004	8, 004	30, 315
# <#	母子父子	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	私資金	(会付事	**	433, 715	0	0	0	433,715
11111111	淡	教	倒	崋	倒	722	0	90, 018	90, 018	90,740
Ñ	就農支	大援資	金	金貸付事	継	29, 041	0	0	0	29,041
属十	軍	*	造	 -	継	314, 595	0	0	0	314, 595
e 16	林紫	改善資	金	助成事	継	89, 148	0	0	0	89, 148
华	沿岸漁	沿岸漁業改善資金助成事業	資金則	り成事	継	61,045	0	0	0	61,045
別	小規模企業者等設備導入資金貸付事業	業者等設1	備導入資	金貸付ュ	継	394, 098	0	△ 88, 992	△ 88, 992	305, 106
√N = 1	公共月	用地先行	行 取	取得事	継	202	0	237	237	439
1— 11¤	刊	枡	颖皿		型	6, 843, 565	0	8, 425	8, 425	6, 851, 990
		iliita	1111111			533, 816, 449	0	22, 907, 154	22, 907, 154	556, 723, 603
用の公営企業へ地方公営企業	,	県営埠頭施設整備運営事業	整備並	重	業	15, 749, 423	0	4, 200, 078	4, 200, 078	19, 949, 501
14計画		ilint	+			15, 749, 423	0	4, 200, 078	4, 200, 078	19, 949, 501
M	出	健	垂	出	篋	457, 024, 929	0	9, 882, 374	9, 882, 374	466, 907, 303
	√□		11111111			1, 006, 590, 801	0	36, 989, 606	36, 989, 606	1, 043, 580, 407

⁽注) 上半期予算額には、繰越明許費繰越額を含む。

令和6年度特別会計予算の対前年度比較

(単位:千円,%)

ī		今和6年度	令和 5 年度	귂	益
会 計 名 最終予算	最終予算名	真(A)	最終予算額(B)	(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
財 政 調 整 基 金 24,	24,	24, 069, 625	24, 835	24, 044, 790	96, 918. 2
公 債 管 理 524,	524,	524, 447, 844	497, 735, 782	26, 712, 062	105.4
市町村振興基金		30, 315	23, 052	7, 263	131.5
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		433, 715	527, 313	△ 93, 598	82.3
計災害救助基金		90, 740	185, 166	△ 94, 426	49.0
就農支援資金貸付事業		29, 041	29, 425	△ 384	98.7
県 営 林 造 成 事 業		314, 595	324, 336	△ 9,741	97.0
林業改善資金助成事業		89, 148	120, 148	△ 31,000	74.2
特 沿岸漁業改善資金助成事業		61,045	92, 370	\triangle 31, 325	66.1
另」 小規模企業者等設備導入資金貸付事業		305, 106	344, 596	△ 39, 490	88.5
会 公共用地先行取得事業		439	101	338	434.7
在 名 管 理		6, 851, 990	6, 723, 032	128, 958	101.9
5	2	556, 723, 603	506, 130, 156	50, 593, 447	110.0
^地 ^分 音 県営埠頭施設整備運営事業 金 ※		19, 949, 501	16, 758, 617	3, 190, 884	119.0
抽		19, 949, 501	16, 758, 617	3, 190, 884	119.0
民 健 康 保 險	4	466, 907, 303	479, 450, 670	\triangle 12, 543, 367	97.4
合計 1,0	1, 0	1, 043, 580, 407	1, 002, 339, 443	41, 240, 964	104.1

県民負担の状況等 \Im

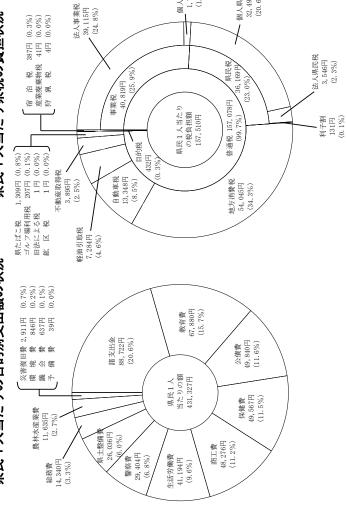
県民負担の状況

令和7年度一般会計歳入歳出予算の総額は、2兆1,877億8,271万円で県民1人当たりの額(人口は令和7年3月31日現在の住民基本台帳登載人口による。)にすると、431,327円となっています。県税の歳入予算額は、7,989億2,374万円で、県民1人当たりの税負担額は、157,510円となっています。 実践のまます。 県民1人当たりの目的別支出額及び県税の負担状況は次のとおりです。

(一般会計) 令和7年度当初予算

人当たりの目的別支出額の状況 県民

県民1人当たり県税の負担状況



個人事業税 1,704円 (1.1%)

個人県民税 32,492円 (20.6%)

一時借入金の状況 Ħ

一時借入金は、県税、国庫支出金等の収入が、これを財源とする事業費等の支出時期と必ずしも一致しないため、一時的に資金が不足することになる場合に、あらかじめ議会の議決を経た額の範囲内で金融機関などから年度内に返還することを条件に借り入れるものです。 令和6年度下半期における各月末の一時借入金の現在高は、次のとおりです。

一時借入金の状況 令和6年度下半期

田十 (単位:

M	分	一時借入金借入現在高		分	一時借入金借入現在高
令和6年10月末現在	月末現在	0	令和7年1月末現在	月末現在	0
令和6年11月末現在	月末現在	1, 071, 157	令和7年2月末現在	月末現在	0
令和6年12月末現在	月末現在	3, 483, 374	令和7年3月末現在	月末現在	0

第4 公営企業会計の状況

I 電気事業会計

(1) 事業の概況

(4) 施設の概要

本県の電気事業は、矢部川水系の日向神ダム及び松瀬ダム並びに那珂川水系の南畑ダムの貯 水を利用して、八女市黒木町の大渕発電所 (最大出力7,500kW) 及び木屋発電所 (最大出力 で、年間目標供給電力量 6,000kW) 並びに那珂川市のちくし発電所 (最大出力550kW) 45,602,000kW時の発電を行い、九州電力㈱に供給しています。

(ロ) 発電の概要

令和6年度下半期における発電の概要は、次表のとおりです。

令和6年度 下半期月別発電実績表

(単位:kWh)

月別	発生電力量	所內消費電力量	供給電力量
10	4, 885, 771	46, 138	4, 839, 633
11	1, 192, 148	9, 775	1, 182, 373
12	572, 973	6, 791	566, 182
1	2, 344, 576	30, 513	2, 314, 063
2	1,821,595	25, 378	1, 796, 217
33	1, 677, 180	25, 355	1, 651, 825
11111111	12, 494, 243	143, 950	12, 350, 293

令和6年度 下半期業務量

(単位:kWh, %)

101.9	12, 350, 293	12, 494, 243	12, 125, 000	令和6年10月 1日から 令和7年3月31日まで
達 成 率	供給電力量	発生電力量	目標供給電力量	区分

(2) 経理の状況

(4) 経理の概要

キャッシュ・フロー計算書は「別 令和6年度下半期における合計残高試算表は「別表1」、 表2」のとおりです。

(3) 予算の概要

令和7年度福岡県電気事業会計の予算の概要は、次のとおりです。

29

(収益的収入及び支出)

営業費用 財務費用 事業外費用 電気事業費 予備費 第 第 2 第 3 第 4 4 1 第1款 2,242 千円 11,498 千円 556,772 千円 543,032 千円 \prec 営業収益 財務収益 事業外収益 電気事業収益 第1項 第2項 第3項 第1款

10 千円 17,114 千円

5,000 千円

556,772 千円 534,648 千円

 \exists

(資本的収入及び支出)

275,676 千円 100,000 千円 170,676 千円 5,000 千円 \mathbb{H} 建設改良費 資本的支出 予備費 文 投資 第1項 第2項 第3項 第1款 240,000 千円 240,000 千円 他结境计金元金以入 \prec 資本的収入 덫 第1項 第1款

「別表 1 」

麦 **計 残 高 試 算** (今和7年3月31日現在) **4**□

(単位:円)

1	7.7	残 高		3, 635, 113, 901		1,819,137									115, 877, 435	195, 290, 000	18, 500, 000	65, 287, 975	20, 801, 646	9, 787, 000	1,823,000
令	IK	和	141, 330, 441	3, 657, 709, 475		1,819,137			3, 681, 204, 982	545, 447, 096	3, 306, 869	17, 383, 200	12,852	32, 288, 567	120, 731, 056	195, 290, 000	18, 500, 000	247, 143, 434	63, 384, 638	19, 452, 000	3, 634, 000
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		力発電散備	貸却累計額	務設備	貸却累計額	設 仮 勘 定	会 計 貸 付 金	金預金	業未収入金	未 収 入 金	払金	蕨品	払 消 費 税	給付引当金	修繕引当金	模点檢引当金	払金	払 費 用	与 当 金	福利費引当金
			水	減	継	減	垂	角	强	河	粗	湿	社	囟	退職	特 別	大規	*	#	€	沃定
#	77	令	5, 426, 748, 042	22, 595, 574	2, 378, 139		158, 253, 126	240,000,000	6, 021, 636, 780	604, 153, 583	7, 025, 854	17, 383, 200	168, 680	32, 288, 567	4, 853, 621			181, 855, 459	42, 582, 992	9, 665, 000	1, 811, 000
供		残高	5, 285, 417, 601		2, 378, 139		158, 253, 126	240, 000, 000	2, 340, 431, 798	58, 706, 487	3, 718, 985		155, 828								

中報

89

		囫	樂	뎐	汌	④	24, 252, 288	24, 252, 288
	55, 934, 438	預		2		④	56, 696, 186	761, 748
	53, 992, 439	仮	赵	渠	華	斑	53, 992, 439	
		岷	解	褔	尽	④	58, 608, 942	58, 608, 942
49, 932, 291	49, 932, 291	軾	期前受金	金权益	益化累計	. 額		
		資		#		④	3, 253, 508, 654	3, 253, 508, 654
		H	車	舞	刑	俄	35, 928	35, 928
		N	の他の	鶭	本 剰 糸	④	56, 618, 565	56, 618, 565
		万	殼 改	民	積立	④	624, 524, 223	624, 524, 223
	18, 189, 035	*	处分为	型料	剰余	俄	18, 189, 035	
	41, 576, 904			R		菜	526, 289, 767	484, 712, 863
		ĮЩ	継	粠	以	梢	10, 859, 000	10, 859, 000
		京	淵	刪	撒	棋	2, 635, 000	2, 635, 000
		区	换		利	Ę	4, 017, 040	4, 017, 040
		剽	年度	描	修正	棋	185, 816	185, 816
		赋	期前	区	金 戻	\prec	270, 182	270, 182
	11, 379	퐱		以		梢	243, 504	232, 125
377, 596, 803	380, 028, 848	¥	七 七	Ж		實	2, 432, 045	
68, 636, 115	69, 028, 088	1	般	讏	団	無	391, 973	
295, 295	295, 295	恭		型		*		
8, 585, 522, 468	13, 442, 388, 334			11111111			13, 442, 388, 334	8, 585, 522, 468

中

69

「別表2」

キャッシュ・フロー計算書 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

投資活動によるキャッシュ・フロー 業務活動によるキャッシュ・フロー 投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 1 業務活動によるキャッシュ・フロ 大規模点検引当金の増加額 法定福利費引当金の増加額 退職給付引当金の減少額 特別修繕引当金の増加額 賞与引当金の増加額 長期前受金戻入額 未収入金の増加額 未払費用の増加額 固定資産除却損 未払金の増加額 貯蔵品の減少額 預り金の増加額 当年度純利益 利息の受取額 減価償却費 受取利息 資金減少額 丰小 $^{\circ}$

15, 295, 596

 \triangleleft \triangleleft

2, 333, 232

12,852

190, 644, 813

12,000

3, 700, 000 270, 182 1, 189, 242 4,017,04018,832,042

 \triangleleft

122,000

29, 966, 000

4,635,614

 \triangleleft

56, 383, 813

109, 384, 675

2, 193, 000	192, 837, 813	310, 373, 233	310, 373, 233	117, 535, 420	2, 457, 967, 218	2, 340, 431, 798
		\triangleleft	⊲			

資金期首残高 資金期末残高

11 工業用水道事業会計

(1) 事業の概況

本県の工業用水道事業は、苅田、大牟田、鞍手・宮田及び田川の四事業で、令和6年度下半期 におけるそれぞれの事業の概要は次のとおりです。

- ① 苅田工業用水道事業
- (4) 施設の概要

90,000㎡を取水し、そのうち1日当たり15,000㎡を渇水時に備えて殿川ダム(有効貯水量 1,150,000m³) に貯水し、残りの1日当たり75,000m³を苅田町内の企業に対して工業用水を供給 するもので、UBE三菱セメント㈱九州工場苅田第二地区ほか22社に対し、1日当たり48,130 この事業は、行橋市を貫流する二級河川今川下流に取水堰を設けて、最大取水量1日当たり mの供給を行いました。

ロ) 給水の概要

令和6年度下半期における給水の実績は次のとおりです。

令和6年度 下半期給水実績表

給水能力 75,000㎡/日 (単位:㎡)

月別	基本使用水量	超過使用水量	
10	1, 443, 900	751	1, 444, 651
11	1, 492, 030	596	1, 492, 626
12	1, 443, 900	397	1, 444, 297
1	1, 588, 290	414	1, 588, 704
23	1, 395, 770	718	1, 396, 488
က	1, 347, 640	303	1, 347, 943
니 트	8, 711, 530	3, 179	8, 714, 709

② 大牟田工業用水道事業

(4) 施設の概要

この事業は、有明・大牟田地区新産業都市建設促進のための基盤事業の一環として計画され たもので、熊本県を流れる一級河川菊池川下流白石地点から1日当たり80,000㎡を取水し、大 牟田地区に対し工業用水を供給するもので、三井化学㈱大牟田工場ほか17社に対し、1日当たり 73,160㎡の供給を行いました。

) 給水の概要

令和6年度下半期における給水の実績は次のとおりです。

令和6年度 下半期給水実績表

給水能力 74,400㎡/目 (単位:㎡)

☆ □	2, 194, 800	2, 267, 960	2, 194, 800	2, 414, 280	2, 121, 640	2, 048, 480	13, 241, 960
超過使用水量	0	0	0	0	0	0	0
基本使用水量	2, 194, 800	2, 267, 960	2, 194, 800	2, 414, 280	2, 121, 640	2, 048, 480	13, 241, 960
月別	10	11	12	П	23	က	11111111

7

(4) 施設の概要

け、平成15年4月から事業開始したもので、鞍手町に所在する木月池及び浮州池並びに宮若市 の大鳴ダムを水源として、中間市、宮若市、遠賀町、鞍手町に立地する企業に対し、1日当た この事業は、地域振興整備公団から鞍手工業用水道及び宮田工業用水道の施設の譲渡を受 り30,350m³の工業用水を供給するもので、トヨタ自動車九州㈱ほか12社に対し、1日当たり $10,160 \,\mathrm{m}^3 \mathcal{O}$ 供給を行いました。

給水の概要

令和6年度下半期における給水の実績は次のとおりです。

令和6年度 下半期給水実績表

給水能力 30,350m³/日 (単位:m³)

福	310, 336	319, 330	310, 342	340, 118	299, 851	289, 142	1, 869, 119
超過使用水量	5, 536	4, 370	5, 542	4,838	5,211	4,662	30. 159
基本使用水量	304, 800	314, 960	304, 800	335, 280	294, 640	284, 480	1, 838, 860
月別	10	11	12	1	01	က	11110

④ 田川工業用水道事業

(4) 施設の概要

平成26年4月から事業開始したもので、陣屋ダムを水源として、田川市、川崎町に立地する企 この事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構から田川工業用水道の施設の譲渡を受け、 業に対し、1日当たり10,000m³の工業用水を供給するもので、三好食品工業㈱ほか13社に対し、 1 日当たり7,070 m^3 の供給を行いました。

(ロ) 給水の概要

令和6年度下半期における給水の実績は次のとおりです。

令和6年度 下半期給水実績表

給水能力 10,000m³/日 (単位:m³)

月別	基本使用水量	超過使用水量	1
10	212, 100	23, 196	235, 296
11	219, 170	15, 724	234, 894
12	212, 100	15,639	227, 739
1	233, 310	15, 755	249, 065
23	205, 030	23, 280	228, 310
က	197, 960	21,867	219, 827
니 트	1, 279, 670	115, 461	1, 395, 131

(2) 経理の状況

(イ) 経理の概要

キャッシュ・フロー計算書は「別 令和6年度下半期における合計残高試算表は「別表1」、 表2」のとおりです。

(1) 企業債

企業債の現在高は、3,535,699,207円です。

予算の概要 ල

令和7年度福岡県工業用水道事業会計の予算の概要は、次のとおりです。

(収益的収入及び支出)

 Ξ

第1款 工業用水道事業費 営業費用 営業外費用 第1項 第2項 第3項 入 2,421,566 千円 2, 104, 226 千円 317, 340 千円 第1款 工業用水道事業収益 営業収益 営業外収益 第1項 第2項

2, 159, 649 千円 2, 064, 534 千円 75, 115 千円

予備費

20,000 千円

(資本的収入及び支出)

資本的収入 第1款

 \prec

建設改良費 資本的支出 赵 第1款 🍹 第1項 0千円

1,353,462 千円

 \mathbb{H}

674,051 千円 169,411 千円 500,000 千円 10,000 千円 企業債償還金 投資 予備費

第2 第3 五 五 五 五 五 五

(単位

「別表 1 」

(令和7年3月31日現在)

麦

湉

嶇

ঙ

4□

(単位:円)	力	残高			191, 269, 430		5, 140, 211, 946		2, 000, 056, 838		2, 726, 589		9, 204, 858		3, 731, 680, 099												
)	4 4		243, 900	191, 269, 430	42, 600, 084	5, 141, 183, 836	5, 276, 497	2, 003, 510, 591	53, 555	2, 726, 589		9, 204, 858	115, 032, 374	3, 732, 972, 266	107, 120, 000			1, 145, 554	377, 135, 724			9, 495, 565, 155	1, 872, 356, 682	28, 634, 006	157, 116, 600	7, 488, 548
	II.		五	建	建物減価償却累計額	構	構築物減価償却累計額	機械及び装置	機械装置減価償却累計額	車 両 運 搬 具	車両運搬具減価償却累計額	工具器具及び備品	工具器具備品減価償却累計額	共 有 殼 備	共有設備減価償却累計額	建 設 仮 勘 定	その他の有形固定資産	地上権	施 設 利 用 権	ダム 使用権	電話加入権	その街の故資	現 金 預 金	営業 末 収 入 金	営業外未収入金	前払金	前 払 費 用
	为	中丰	267, 213, 774	472, 160, 029		12, 616, 020, 000	971,890	3, 103, 387, 190	3, 453, 753	3, 778, 151		11, 009, 059		6, 769, 138, 680	1, 292, 167	381, 073, 941	39, 194	587, 514	4, 351, 102	11, 549, 337, 887	51,500	58, 951, 500	14, 961, 444, 772	2, 040, 287, 892	37, 568, 441	278, 419, 600	9, 283, 271
	借	残高	267, 213, 774	471, 916, 129		12, 573, 419, 916		3, 098, 110, 693		3, 724, 596		11,009,059		6, 654, 106, 306		273, 953, 941	39, 194	587, 514	3, 205, 548	11, 172, 202, 163	51,500	58, 951, 500	5, 465, 879, 617	167, 931, 210	8, 934, 435	121, 303, 000	1, 794, 723

火曜日

令和7年9月30日

73

0	9	7 3, 366, 288, 850	6 110, 750, 133	0 169, 410, 357	3 213, 884, 304	8 96, 313, 688	13, 058, 000	0 2, 536, 000	102, 852, 723	1 494, 629, 147	6 2, 400, 090	2	6 16, 371, 882, 289	-	7 13, 691, 137, 327	0 100, 843, 550	7 150, 651, 427	8 299, 959, 918	9 1, 307, 455, 358	8 118, 548, 171	6 1, 922, 781, 424	9 11, 728, 759	4, 610, 303	0 841,890	2 285, 714, 562	3 24, 982, 193	3 2, 817, 073		īδ				8 49, 941, 227, 296
9, 300	95, 785, 266	3, 535, 699, 207	123, 703, 066	359, 444, 070	635, 643, 753	247, 508, 778	25, 739, 000	5,008,000	110, 564, 223	749, 605, 861	16, 736, 616	212, 338, 112	16, 372, 726, 066	356, 811	13, 691, 137, 327	100, 843, 550	150, 651, 427	299, 959, 918	1, 426, 003, 529	949, 926, 378	2, 158, 870, 976	11, 728, 759	4,610,303	841, 890	285, 714, 562	24, 982, 193	2, 817, 073		487, 155				64, 890, 079, 418
표	費税	定負債)	引 当 金	動負債)	④	費用	川	引当金	川	倒	気り 金	費税	受金	全化累計額	俄	助 金	評 価 額	立金	積立金	剰余金	坂村	拉	利息	修 正 益	金 戻 入	相	売 却 益	中	冲	利息	丑	修正損	
瀬	拉消	業債(固)	職給付	業債(流動	払	払	与	定福利費	籍 引	赵	の他預	承	朔前	月前受金収益化累計額	*	庫補	贈財産	債積	設 改 良	处分利益	¥	業	取	年 度 損 益	期前受	以	定資産	務	般管	松	₩	年度損益	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
出	囡	섞	党	섞	*	*	魺	扺	瘌	汇	W	囟	軾	長瀬	資	H	区	鬞	世	*	怨	峡	尽	蝈	軾	業	恒	継	1	₩	業	蝈	
21, 996, 425	95, 785, 266	169, 410, 357	12, 952, 933	190, 033, 713	421, 759, 449	151, 195, 090	12, 681, 000	2, 472, 000	7, 711, 500	254, 976, 714	14, 336, 526	212, 338, 112	843,777	7, 784, 051, 383					118, 548, 171	831, 378, 207	236, 089, 552							1, 647, 515, 018	124, 222, 264	9, 503, 893	416,920	39,841	64, 890, 079, 418
21, 987, 125														7, 783, 694, 572														1, 647, 515, 018	123, 735, 109	9, 503, 893	416,920	39, 841	49, 941, 227, 296

「別表2」

キャッシュ・フロー計算書 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
当牛庚剎利奇		472, 265, 423
減価償却費		850, 908, 150
退職給付引当金の増加額		15, 626, 258
賞与引当金の増加額		377,000
法定福利費引当金の増加額		64,000
修繕引当金の減少額	\triangleleft	6,805,520
長期前受金戻入額	\triangleleft	285, 714, 562
固定資産除却費		4, 215, 552
過年度損益修正損		39, 841
受取利息	\triangleleft	4,610,303
支払利息		9, 503, 893
固定資産売却益	\triangleleft	2,817,073
未収入金の増加額	\triangleleft	9,032,576
未払金の増加額		32, 132, 500
未払費用の減少額	\triangleleft	54, 881, 402
貯蔵品の減少額		9, 300
前払費用の減少額		7, 488, 548
前受金の減少額	\triangleleft	254, 976, 714
その他預り金の減少額	\triangleleft	1,624,823
世()		772, 167, 492
利息の受取額		18, 248
利息の支払額	\triangleleft	9, 503, 893
業務活動によるキャッシュ・フロー		762, 681, 847
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	\triangleleft	513, 508, 216
国庫補助金等による収入		9, 119, 325
投資活動によるキャッシュ・フロー	\triangleleft	504, 388, 891
財務活動によるキャッシュ・フロー		
企業債の償還による支出	\triangleleft	190, 033, 713
財務活動によるキャッシュ・フロー	\triangleleft	190, 033, 713
資金増加額		68, 259, 243
資金期首残高		5, 397, 620, 374
绞 人		100

75

工業用地造成事業会計 Ħ

事業の概況

本県の工業用地造成事業は、従来臨海部のみであったものを、平成4年度から内陸部におい ても実施しています。

現在までに、臨海部については、小波瀬地区臨海工業用地造成事業、白石地区臨海工業用地造成事業及び2号地地区臨海工業用地造成事業(いずれも京都郡苅田町)の3事業を、内陸部 については、豊前東部工業用地造成事業(豊前市)、前原IC南地区工業用地造成事業(糸島 市)、磯光地区工業用地造成事業(宮若市)及び久留米・うきは工業用地造成事業(久留米市 直方・鞍手工業用地造成事業(直方市及び鞍手郡鞍手町)及びうきは西部工業用地造成事業 及びうきは市)の4事業を実施してきました。現在、宮若北部工業用地造成事業 (うきは市)を実施しています。

それぞれの事業の概要は次のとおりです。

小波瀬地区臨海工業用地造成事業 Θ

昭和51年度に完成した埋立面積約202.6haのうち、道路・その他の公共用地を除く約182.7ha を、日産自動車㈱外20社に全て売却しています。

白石地区臨海工業用地造成事業

小波瀬地区臨海工業用地の背後地約47.3haを、小波瀬地区と一体として開発整備したもの で、道路・その他の公共用地を除く約34.6haを、日産自動車㈱外4社等に全て売却しています。 令和6年度の事業費は、4,841千円です。

2 号地地区臨海工業用地造成事業 (m)

公共埠頭用地等約131.0ha及び岸壁900mを、日産自動車㈱外19社及び福岡県港湾管理者に全て 道路・その他の公共用地を除く工業用地、 昭和62年度に完成した埋立面積約166.2haのうち、

豊前東部工業用地造成事業 4

平成7年度に完成した造成面積約23.4haのうち、道路・その他の公共用地を除く約18.9ha ジャパン㈱外6社に全て売却しています。 ケア を、フレゼニウス メディカル

⑤ 前原 I C南地区工業用地造成事業

前原ICの南側において、約16.4haを九州大学の研究成果を利用した研究・開発を行う研究 機関等の受け皿となる用地として開発整備したもので、平成23年9月に完成した工業用地約 7.8haのうち約6.7haを(公財)水素エネルギー製品研究試験センター外 3 社に売却し、約0.8haを (公財)福岡県産業・科学技術振興財団に貸付し、約0.3haの分譲を行っています。

令和6年度の事業費は、3,104千円です。

磯光地区工業用地造成事業 9

平成20年度に完成した造成面積約24.8haのうち、道路・その他の公共用地を除く約18.9haを エイリン開発㈱外5社に全て売却しています。

人留米・うきは工業用地造成事業 (<u>C</u>)

令和 5 年度に完成した造成面積約32.5haのうち、道路・その他の公共用地を除く約26.5haを (株質生堂外6社に全て売却しています。

令和6年度の事業費は、5,280千円です。

中

92

- 宮若北部工業用地造成事業 ∞
- 宮若市において、約21.2haを内陸型工業用地として開発整備するもので、令和2年度から事業を開始しています。

令和6年度の事業費は、65,414千円です。

- 直方・鞍手工業用地造成事業 6
- 直方市と鞍手町にまたがる地域において、約23.0haを内陸型工業用地として開発整備するも
 - ので、令和3年度から事業を開始しています。 令和6年度の事業費は、1,314,036千円です。
- うきは西部工業用地造成事業
- うきは市において、約33.0haを内陸型工業用地として開発整備するもので、令和6年度から 事業を開始しています。

令和6年度の事業費は、91,238千円です。

22

(2) 経理の状況

9

・経理の概要 令和 6 年度下半期における合計残高試算表は「別表 1」、キャッシュ・フロー計算書は「別 表 2 」のとおりです。

企業債 (n)

企業債の現在高は、5,223,500,000円です。

予算の概要 ල

令和7年度福岡県工業用地造成事業会計の予算の概要は、次のとおりです。

(収益的収入及び支出)

#			
		Щ	Щ
	-h .	實	专
文	業	継	業外
	造成事業	漸	响
		严	西
	1款	第1項	第2
	無		
	田	田	H
	千円	21,291 千円	#
	34, 370	291	075
	34,	21,	13,
\prec			
		相	壮
	:業収益	렆	4
잨	事業』	継	業外
	造成事	順	Įų.
		严	西
	1款	第1	$\mathcal{C}_{\mathcal{I}}$
	無	AIT/	ŔΙΦ

	37,601 千円	37,014 千円	587 千円	
Ι				
<	第1款 造成事業費	第1項 営 業 費 用	第2項 営業外費用	
	34,370 千円	21,291 千円	13,079 千円	
′	業収益		外坛荫	

(資本的収入及び支出)

	丑	5,699,778 千円	4, 688, 678 千円	771,100 千円	240,000 千円
	₩	資本的支出	造成事業費	企業債償還金	他会計借入金 償 還 金
「田くのくころによる」		第1款 賞	第1項	第2項	第3項
くては十一〇	\prec	4,213,340 千円	1,532,440 千円	2,680,900 千円	
			 	靊	
	닼	豹板	業用業	継	
		第1款 資本	第1項 事	第2項 企	

(単位:円)

計 残 高 試 算 (令和7年3月31日現在)

「別表 1.」

力	残高				7, 630						4, 864, 800, 000	240,000,000	61,825,569	752, 701, 000	19, 417, 320	358, 700, 000	38, 670, 693	5, 466, 070	5, 101, 000
约	和		1, 596, 776, 004	897, 781, 074	8,033	1, 526, 335, 934	1, 626, 142, 911	651, 718, 619	167, 609, 000	9, 955, 048	5, 223, 500, 000	240, 000, 000	67, 291, 639	752, 701, 000	19, 417, 320	358, 700, 000	374, 542, 415	5, 701, 899	8, 641, 000
	1	祵	岩	岩	\prec	彵	翎	領	彵	炭	債)	(単	邻	翎	負債	(債)	翎	Щ	倒
1	ш	定質	+1	+1	地切	強	収 入	収入		震		(固定負	引	尽	固定負	(流動負		震	汌
į	柔	形面	斑	斑	及上	纽	**	業外未収	拉	払 消	債(固定負	他会計借入金 (固定負債)	職給付引当	期前	他の	丰	拉	拉	与 引
		無	铌	*	*	黑	河	漸	温	囟	企業	金分調	贈	埘	4 E	企業	*	*	讏
力	台	40,300	1,843,668,182	3,000,365,194	403	6, 543, 198, 860	1, 626, 142, 911	652, 316, 848	705, 774, 541	9, 955, 048	358, 700, 000		5, 466, 070				335, 871, 722	235, 829	3, 540, 000
借	残高	40,300	246, 892, 178	2, 102, 584, 120		5, 016, 862, 926		598, 229	538, 165, 541										

火曜日

令和7年9月30日

11, 200, 652, 848	18, 546, 634, 871			11111111				18, 546, 634, 871	11, 200, 652, 848
		丑		†X			業	566, 091	566, 091
		ШÓ	利		村		₩.	2, 725, 726	2, 725, 726
		實	畑	袻	般		1	4, 287, 437	4, 287, 437
	5, 128, 200	争	開	讏	华		業	10, 771, 318	5, 643, 118
		甲	1 原	异	西売		+1	1, 596, 776, 004	1, 596, 776, 004
864,000	864, 000	粸	別利	の क	8 色		4		
2, 928, 729	2, 960, 554	料		以			業	31,825	
21, 291, 090	21, 291, 090	料	以	業	無		頄		
1, 762, 306, 704	1, 762, 306, 704	棋	i 以	军	西売		+1		
		④	. 揖	т. К	処 理		*	1, 685, 511, 178	1, 685, 511, 178
736, 229, 721	736, 229, 721	④	積立	ゼ	型	型	H		
2, 329, 172, 802	2, 329, 172, 802	④		₩			涇		
	3,046	税	華	넱	区		囡	3,046	
179, 520	2, 720, 975	④		2			預	2, 541, 455	
	157, 454, 883	④		区			温	157, 454, 883	
991, 000	1, 681, 000	④	를 를	利費	定福利		— 郑	(200,000) 注	

檘

79

「別表2」

キャッシュ・フロー計算書 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益		177, 392, 147
退職給付引当金の減少額	\triangleleft	5, 466, 070
賞与引当金の減少額	\triangleleft	723,000
法定福利費引当金の減少額	\triangleleft	141,000
支払利息		2, 725, 726
未払金の減少額	\triangleleft	297, 201, 029
未払費用の増加額		5, 230, 241
完成土地の減少額		1, 596, 776, 004
前払金の増加額	\triangleleft	443, 160, 000
前受金の減少額	◁	157, 454, 883
預り金の減少額	\triangleleft	57,841
造成土地の取得による支出	◁	769, 972, 203
造成土地の貸付による収入		7,630
世小		107, 955, 722
利息の支払額	◁	2, 725, 726
業務活動によるキャッシュ・フロー		105, 229, 996
2 財務活動によるキャッシュ・フロー		
企業債による収入		2,051,500,000
長期前受金による収入		648, 781, 000
財務活動によるキャッシュ・フロー		2, 700, 281, 000
資金増加額		2, 805, 510, 996
資金期首残高		2, 211, 351, 930
資金期末残高		5, 016, 862, 926

Ⅳ 病院事業会計

(1) 事業の概況

地方公営企業法の財務に関する規定の適用を受け、精神医療センター太宰府病院を運営して

います。

なお、精神医療センター太宰府病院は平成17年4月より公設民営化しています。

(4) 施設の状況等

(令和7年3月31日現在)

	横过效					
数	111111111	300				
来	精神	300				
病	結核					
业	~~					
開弥年日日	以 十 二	昭和6.11.25				
州 74 担	Ħ	太宰府市五条三丁目				
4 型 単	<u>K</u>	精神医療センター太 宰 府 病 院				

(ロ) 患者の利用状況

(令和6年度)

		_				
十一人	況	300	92, 983	31, 259	124, 242	84.9
(できる)	共),	0.3	15	
	用					
	承					
		₩	(Y)	(\mathcal{Y})	(Y)	(%)
	分	羧	数	数	111111111	極
			神	神	数	用
		11.2	靊	刪		
	\bowtie	枨	延	延	押	利
			誤	*	电	米
		海	\prec	*	延	烠

槪

81

(2) 経理の状況

() 経理の概要

フロー計算書は「別表2」のと キャッシュ 令和6年度の合計残高試算表は「別表1」、 おりです。

(1) 企業債

令和6年度末における企業債の現在高は、2,245,226,806円です。

(3) 予算の概要

令和7年度福岡県病院事業会計の予算の概要は、次のとおりです。

(収益的収入及び支出)

	2,816,839千円	2,747,870千円	64,492千円	3,477千円	1,000千円	
丑						
₩	病院事業費	医業費用	医業外費用	特別損失	予備費	
	第1款 》	第1項	第2項	第3項	第4項	
	2,752,632千円	2,357,048千円	394, 987千円	597千円		
\prec						
以	病院事業収益	医業収益	医業外収益	特別利益		
	第1款 源	第1項	第2項	第3項		

(資本的収入及び支出)

	717,164千円	272,909千円	444, 255千円
丑			
₩	第1款 資本的支出	第1項 建設改良費	第2項 企業債償還金
	287,202千円	287,202千円	
\prec			
凶	第1款 資本的収入	第1項 負担金	

「別表 1 」

麦 **計 残 高 試 算** (令和7年3月31日現在) **∮**□

(単位:円)

=	力		š		1		貨	力	
残高	台		¢.		ш		合相	残	恒
392, 632, 863	392, 632, 863	+1				型			
8, 734, 883, 225	8, 976, 038, 342	垂				極	241, 155, 117		
357, 471, 616	357, 471, 616	樺		翐		極			
413, 402, 261	432, 590, 531	嘂	莱		備	ᄪᆖ	19, 188, 270		
12, 669, 361	12, 669, 361	#				恒			
	6, 351, 700	減	価 償	异	墨	顡	6, 575, 091, 355	6, 568,	6, 568, 739, 655
844, 936	844, 936	#	揾	口口	\prec	舞			
1, 089, 450, 396	6, 193, 157, 413	顏				④	5, 103, 707, 017		
622, 283, 835	2, 955, 753, 572	闲	継	*	以	倒	2, 333, 469, 737		
115,892	666, 338	展	業外		未	倒	550, 446		
	284,070	红	壐	뎐	汌	④	42, 302, 459	42,	42, 018, 389
	28, 352, 400	仮非	仮払消費税及び地方消費税	及び	地方消	費税	28, 352, 400		
1,000,000	1,000,000	W	の 街	润	動質	祵			
	833, 147, 649	섞	業債(押	定負債		2, 634, 119, 639	1,800,	1, 800, 971, 990
		型	職給	Þ	引 当	倒	20, 231, 983	20,	20, 231, 983
	833, 759, 102	셗	業債(润	動負値	(債)	1, 278, 013, 918	444,	444, 254, 816
	16, 835, 784	闲	継	*	社	④	37, 863, 444	21,	21, 027, 660
	1, 036, 000	闲	業外		* *	④	2, 244, 000	1,	1, 208, 000
	113, 204, 727	W	の 街		* *	④	376, 125, 755	262,	262, 921, 028
	635, 765	瓣		預	Ø	④	684, 125		48, 360
	970, 000	W	の		預り	④	3,044,000	2,	2,074,000
	1, 184, 906	讏	中	<u>F</u>	汌	④	2, 326, 459	1,	1, 141, 553
	206, 509	郑	定福利	利費	量 引 当	·=	422, 437		215,928
	4,832,234	反形	仮受消費税及び地方消費税	及び	:地方消	費税	4,832,234		
	695, 436	N	の 他	润	動負	讏	695, 436		
	272, 196, 000	唞	稱	湿	区	倒	3, 621, 728, 736	3, 349,	3, 349, 532, 736
2, 175, 190, 744	2, 175, 190, 744	戦	長期前受金収益化累計額	¥.	茶化聚	計額			
		涇		₩		倒	1, 198, 745, 643	1, 198,	1, 198, 745, 643
		涇	*	壓	*	④	916, 790, 677	916,	916, 790, 677
	26, 937, 313	4	その他未処分利益剰余金変動額	利益	剰余金変	動額	26, 937, 313		
1,053,101,379	1,080,038,692	嫰	解	K	型	倒	26, 937, 313		
		闲	無		以	뵊	2, 242, 434, 781	2, 242,	2, 242, 434, 781
	308, 071, 000	承	継	女	럿	焻	706, 350, 854	398,	398, 279, 854
		华	別		₩	뵊	1, 166, 671	1,	1, 166, 671
2, 345, 903, 582	4, 968, 343, 617	闲	継		中	田	2, 622, 440, 035		
70, 940, 215	141, 880, 430	困	継	*	實	Щ	70, 940, 215		
1, 913, 419	1, 913, 419	椞	別		無	米			
17, 271, 803, 724	30, 138, 892, 469			11110			30, 138, 892, 469	17 971	17 271 803 724

「別表2」

キャッシュ・フロー計算書 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益		223, 124, 090
減価償却費		181, 539, 617
賞与引当金の減少額	◁	43, 353
法定福利費引当金の増加額		9, 419
貸倒引当金の減少額	\triangleleft	284,070
固定資産除却費		334, 300
長期前受金戻入額	◁	88, 749, 012
支払利息及び企業債取扱諸費		43, 744, 432
未収金の増加額	◁	28, 791, 272
未払金の減少額	◁	7,093,206
預り金の増加額		79, 934
小計		323, 870, 879
利息の支払額	\triangleleft	43, 744, 432
業務活動によるキャッシュ・フロー		280, 126, 447
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	◁	89, 388, 000
一般会計からの繰入金による収入		272, 196, 000
投資活動によるキャッシュ・フロー		182, 808, 000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
企業債による収入		194, 700, 000
企業債の償還による支出	◁	416, 879, 551
財務活動によるキャッシュ・フロー	$ \triangleleft $	222, 179, 551
資金増加額		240, 754, 896
資金期首残高		848, 695, 500
資金期末残高		1, 089, 450, 396

流域下水道事業会計 >

事業の概況 \equiv

速の 本県の流域下水道事業は、御笠川那珂川、多々良川、宝満川、宝満川上流、筑後川中流右岸、 賀川下流、矢部川、遠賀川中流及び明星寺川流域(明星寺川流域については、県債の償還のみ) 9事業で、今和6年度下半期におけるそれぞれの事業の概要は次のとおりです。

施設の概要 \Im

御笠川浄化センター、多々良川浄化センター、宝満川浄化センター、福童浄化センター、遠賀川 下流浄化センター、矢部川浄化センター及び遠賀川中流浄化センターの7箇所で、汚水を処理して います。

流入水量の概要 (π)

令和6年度下半期における流入水量の実績は次のとおりです。

令和6年度下半期流入水量実績表

(単位: m3)

月別	流入水量
1 0	9, 865, 420
111	10, 274, 367
1.2	9, 949, 636
П	9, 648, 537
2	8, 768, 571
3	9, 969, 585
111111111111111111111111111111111111111	58, 476, 116

経理の状況

経理の概要 $\Im \Im$

キャッシュ・フロー計算書は「別表 令和6年度下半期における合計残高試算表は「別表1」、 2」のとおりです。

企業債 (π)

企業債の現在高は、40,430,560,719円です。

予算の概要 $\widehat{\mathfrak{S}}$

令和7年度福岡県流域下水道事業会計の予算の概要は、次のとおりです。

85

(収益的収入及び支出)

収 流域下水道事業収益 頁 営業収益 頁 営業外収益 第1款 汾 第1項 第2項

第1款 第1項 第2項 入 19, 703, 426 = 10, 570, 099 = 9, 133, 327 =

 \exists

 $\mathbb{H} \mathbb{H} \mathbb{H}$ 19, 664, 377 = 19, 337, 091 = 327, 286 =

支資本的支出 資本的支出 項 建設改良費 「企業債償還金 予備費 第1 第 第1 第2 第3 項 7, 13, 472, 255 = 13, 472, 255 = 432, 391 = 5, 693, 670 = 2, 293, 594 = 2,

15, 288, 291 = 10, 037, 946 = 5, 232, 345 = 18, 000 =

 \exists

(資本的収入及び支出)

「別表1」

表 **計 残 高 試 算** (令和7年3月31日) 盂 ŲΠ

(単位:円)	力	計 残 高			970 2, 331, 523, 970		307 16, 551, 636, 307	647	752 27, 646, 936, 354	111,000	185, 076	246 70, 042, 246	553		270	885	586	037	700	792	719 35, 246, 029, 566	338 42, 824, 281	000 165, 020, 000	747 12, 030, 541	032 5, 184, 531, 153	703 2, 159, 971, 761	521	873 1, 820, 021, 956	003 21, 917, 046	620 2, 119, 570	710 144, 382, 550	741	968 161, 566, 395, 870		
	御	◁◻			2, 331, 523, 970		16, 551, 636, 307	538, 798, 647	27, 978, 509, 752	111	185	70,042,246	6, 063, 716,		19, 556, 160, 270	10, 381, 438, 885	1, 835, 395, 586	8, 805, 063, 037	14, 063,	1, 497, 684, 792	40, 430, 560,	64, 248, 338	165,020,000	36,012,	8, 871, 600, 032	3, 575, 218, 703	48, 872, 521	3, 148, 192, 873	44, 421, 003	4, 459, 620	555, 973, 710	1, 092, 752, 741	161, 976, 036, 968		001 010 001 11
	II.				物減価償却累計		構築物減価償却累計額	機板及び装置	機械装置減価償却累計額	車 両 瀬 敷 貝	工具器具及び備品	工具器具備品減価償却累計額	建 設 仮 勘 定	地上権	現 金 預 金	業未収	業外未収	トの 色末 収金	前 払 金	仮払消費税及び地方消費税	企業債(固定負債)	退職給付引当金(固定負債)	特別修繕引当金	長期預り金	業債(流動負債	業末払	業外末払	の他末払	賞 与 引 当 金	法定福利費引当金	預り金	仮受消費税及び地方消費税	長 期 前 受 金	長期前受金収益化累計額	< 有
	力	仙	17, 581, 976, 124	11, 460, 454, 589		101, 858, 467, 025		82, 527, 170, 942	331, 573, 398	4, 462, 250	139, 183, 604		8, 748, 918, 977	14, 230, 055	24, 586, 313, 664	10, 807, 640, 471	1,860,966,882	9, 045, 876, 212	14,063,700	1, 497, 684, 792	5, 184, 531, 153	21, 424, 057		23, 982, 206	3, 687, 068, 879	1, 415, 246, 942	48, 872, 521	1, 328, 170, 917	22, 503, 957	2, 340, 050	411, 591, 160	1,092,752,741	409, 641, 098	40, 139, 820, 093	
	俳	残高	17, 581, 976, 124	11, 460, 454, 589		101, 858, 467, 025		81, 988, 372, 295		4, 351, 250	138, 998, 528		2, 685, 202, 424	14, 230, 055	5, 030, 153, 394	426, 201, 586	25, 571, 296	240, 813, 175																40, 139, 820, 093	

中報

8, 883, 894, 163	9, 090, 851, 380			286, 129, 187, 236
9, 300, 634, 541	9, 242, 900, 380	873, 544, 802		350, 243, 838, 041
相	相	Щ	Щ	
럿	삵	黄	實	
	₹		矣	111111111111111111111111111111111111111
継	継	継	継	
順	連	順	鸿	
416, 740, 378	152, 049, 000	18, 444, 536, 702	255, 087, 241	350, 243, 838, 041
		17, 570, 991, 900	255, 087, 241	286, 129, 187, 236

「別表2」 キャ

キャッシュ・フロー計算書 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

_	業務店動によるヤヤッシュ・ノロー		
	当年度純利益		148, 666, 402
	減価償却費		8, 787, 422, 093
	固定資産除却費		207, 521, 325
	退職給付引当金の減少額	⊲	671,046
	特別修繕引当金の増加額		25, 543, 000
	賞与引当金の減少額	\triangleleft	586, 911
	法定福利費引当金の減少額	⊲	220, 480
	長期前受金戻入額	⊲	7, 446, 049, 705
	支払利息及び企業債取扱諸費		254, 139, 301
	未収金の減少額		553, 218, 715
	未払金の増加額		1, 218, 148, 303
	その他流動負債の減少額	⊲	81, 529, 030
	- 世小		3, 665, 601, 967
	利息の支払額	\triangleleft	254, 139, 301
	業務活動によるキャッシュ・フロー		3, 411, 462, 666
\mathcal{O}	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	有形固定資産の取得による支出	⊲	6, 320, 071, 335
	国庫補助金等による収入		3, 643, 812, 369
	市町からの建設負担金等による収入		1, 627, 931, 332
	投資活動によるキャッシュ・フロー	⊲	1,048,327,634
\mathfrak{S}	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		2, 348, 400, 000
	一般会計からの繰入金による収入		359, 689, 036
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	⊲	3, 212, 668, 879
	財務活動によるキャッシュ・フロー	⊲	504, 579, 843
	資金増加額		1,858,555,189
	資金期首残高		3, 171, 598, 205
	資金期末残高		5, 030, 153, 394

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条 第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のよ うに縦覧に供する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営釈迦堂地区土地改良(区画理)事業変更計画書の写し	整 令和7年9月30日から 令和7年10月29日まで	大牟田市役所 産業経済部 農林水産課

公告

账

汨

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市山田二丁目568番3、569番1、569番8から569番14まで、570番1、572番

- 1から572番3まで、572番5から572番7まで及び782番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区高宮四丁目2番24-402号

河波 政吾

公告

令和7年度狩猟免許試験を次のように実施する。

令和7年9月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 狩猟免許試験の期日等

	期日	会場 (所在地)	申請期間	所 管
4	令和7年12月 6日(土曜日)	福岡県福岡西総合庁舎 (福岡市中央区赤坂一 丁目8-8)	令和7年10月31日	福岡県福岡農林事務所
4	令和7年12月 7日(日曜日)	福岡県筑後農林事務所 (筑後市大字和泉606 -1)	~11月14日	福岡県筑後農林事務所

- ※ 1回目から3回目までについては、実施済み。
- 2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する者で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する 法律(平成14年法律第88号)第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの なお、年齢については、銃猟免許にあっては試験当日20歳以上、網猟免許及びわ な猟免許にあっては試験当日18歳以上の者

(2) 試験科目及び試験時間

区分	試 験 科 目 課 題	試験時間
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟 具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について	午前9時30分~ 午前11時00分
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時00分~ 午後 0 時30分
技能試験	猟具の操作、距離の目測(網猟、わな猟免許を除く。)及 び鳥獣の判別	午後1時30分~ 午後5時00分

3 受験の申込方法

- (1) 受験の希望者は、狩猟免許申請書(免許の種類ごとに1通必要)に必要事項を記 入し、次に掲げるものを添えて、1で定める申請期間内に申請者の居住地を所管す る農林事務所に申し込むこと。なお、各申請書類は、必ず黒のボールペン(消えな いもの)で記入すること。
 - ア 写真(申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメ - トル横2.4センチメートルのもの。免許の種類ごとに1枚必要)を貼った受験 票(用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。)

- イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書(申請日前3か月以内のものとする。また、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条 第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。)
- (ア) 統合失調症にかかっている者
- (イ) そう鬱病(そう病及び鬱病を含む。)にかかっている者
- (ウ) てんかん (発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害が もたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。) にかかっ ている者
- (エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、 又は著しく低下させる症状を呈する病気 ((ア)から(ウ)までに掲げるものを除く。) にかかっている者
- (オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又 は著しく低い者((ア)から(オ)までに該当する者を除く。)
- ウ 狩猟免許申請手数料(5,200円(試験の一部を免除される者にあっては3,900円)。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円(試験の一部を免除される者にあっては3,900円)を加算のこと。)

なお、各手数料は、福岡県領収証紙又はキャッシュレス決済で納付すること。 (福岡県領収証紙売りさばき所一覧:https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikei.html)

- (2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書は、各種ごとに提出すること。
 - ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。
 - イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。
 - ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。 (ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃 (圧縮ガスを使用するものを 含む。)を使用する猟法により狩猟をすることができる。)
 - エ 第二種銃猟免許は、空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)を使用する猟 法により狩猟をする者を対象とする。

4 注意事項

- (1) 試験の当日の受付は、午前9時00分から午前9時25分まで行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、試験を受けることができなくなるので注意すること。
 - ア 試験開始時刻に遅れた場合
 - イ 受験中無断で退席した場合
 - ウ 試験を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合
 - エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合
- (3) 手数料は、福岡県領収証紙又はキャッシュレス決済により納付することとし、既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。
- (4) 試験には、受験票及び筆記具を必ず持参すること。
- (5) その他詳細については、福岡県各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業振興課又は農林水産部経営技術支援課鳥獣対策係に問い合わせること。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第2号

福岡県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年福岡県収用委員会規則第1号)においてその規定の例によることとされる知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年福岡県規則第25号)第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を次のように告示する。

令和7年9月30日

福岡県収用委員会

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる 法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は 条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
土地収用法(昭和26年法律第 219号)	第39条第1項	令和7年10月1日	収用又は使用の裁決の申 請